

蒲郡市 緑の基本計画

2025 ▶ 2034

令和7年3月

表紙の写真 清田の大クス

中部地方で最大のクスノキといわれ、全国的に見ても貴重な歴史遺産として、国の天然記念物に指定されています。樹齢千年を超え、地域の誇りとして、大切に保存・継承していくための活動が行われています。

蒲郡市緑の基本計画策定にあたって

本市は、自然豊かな環境に恵まれた住みやすいまちとして発展してきました。この緑豊かな自然環境は、心身の健康や地域の魅力を高める重要な資源であり、何ものにも代えがたい本市の財産となっています。

このような良好な環境を築き継承するため、平成7年度に「蒲郡市緑の基本計画」を策定し、その後、平成22年度の改訂を経て緑の各種施策に取り組んでまいりました。

近年の社会経済状況の変化や大規模自然災害の影響を受ける中で、私たちが大切にしてきた自然環境や緑を守り次世代へ引き継ぐために、これからの10年を見据えた計画を策定しました。本計画では、“水と緑で笑顔がつながるまちがまごおり”を将来像テーマとして掲げ、緑の保全と創出を通じて、持続可能なまちを創造し、皆様が快適で豊かな暮らしを享受できる環境づくりを目指してまいります。緑豊かな環境は、私たちの暮らしの基盤であると同時に、ウェルビーイングのための重要な要素でもあります。「人」「自然」「地域」が調和した緑のまちづくりに皆様とともに取り組みながら、本市に関わる全ての方がウェルビーイングを実感し、幸福感を感じながら健康で住み続けられるように取組を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり多大なご尽力いただきました蒲郡市緑の基本計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げますとともに、今後も引き続き市政に対するご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

蒲郡市長

鈴木寿明



目次

第1章 緑の基本計画について

- 1 緑の基本計画とは…………… 3
- 2 計画改訂の背景…………… 3
- 3 対象区域・計画期間…………… 3
- 4 対象とする緑…………… 3
- 5 計画の位置づけ…………… 4

第2章 緑の現況

- 1 蒲郡市の概況…………… 9
- 2 緑の現況…………… 10
- 3 緑化に関する取組…………… 14
- 4 市民アンケート結果…………… 18

第3章 緑の分析・評価と課題の整理

- 1 現況の緑の分析・評価…………… 25
- 2 前計画の進捗…………… 35
- 3 緑をめぐる社会動向…………… 38
- 4 緑に関する課題の整理…………… 43

第4章 緑の将来像と基本施策

- 1 緑の将来像…………… 51
- 2 基本方針と基本施策…………… 54

第5章 緑化重点地区における取組

- 1 緑化重点地区の設定…………… 69
- 2 緑化重点地区における取組…………… 70

第6章 緑のまちづくりの実現に向けて

- 1 緑のまちづくりの目標…………… 77

第7章 計画の推進と進捗管理

- 1 緑のまちづくりに向けて…………… 81
- 2 計画の進捗管理…………… 82

資料編

1	計画策定の経緯	85
2	蒲郡市緑の基本計画策定委員会名簿	86
3	用語解説	87
4	緑地の分類	96

第1章

緑の基本計画について

- 1 緑の基本計画とは…………… 3
- 2 計画改訂の背景…………… 3
- 3 対象区域・計画期間…………… 3
- 4 対象とする緑…………… 3
- 5 計画の位置づけ…………… 4



1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく計画であり、都市の自然や地域の特性を把握した上で、緑地の保全および緑化の推進に関する施策などを定めることにより、都市公園の整備と併せて民有緑地の保全や都市の緑化を総合的かつ体系的に推進します。

2 計画改訂の背景

蒲郡市では、平成7（1995）年度に「緑の基本計画」を策定し、その後平成22（2010）年度の改訂を経て、緑の豊かなまちづくりを進めてまいりました。改訂から10年以上が経過しており、この間に社会経済状況が変化し、特に近年の人口減少や少子高齢化の進展を受け、将来の人口規模を見据えたまちづくりへの転換が求められます。また、都市緑地法の改正、上位計画である蒲郡市総合計画や愛知県広域緑地計画の見直しへの対応が必要となっていることから、これらを踏まえた計画の改訂を行います。

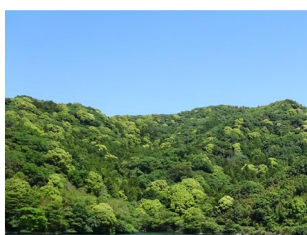
3 対象区域・計画期間

対象区域：都市計画区域（市域全体）5,696ha

計画期間：令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間

4 対象とする緑

本計画では、樹林や農地、河川・海岸の水辺に加え、公園緑地や街路樹、学校の公有地の緑や、住宅・工場・事業所の民有地の緑を対象とします。



樹林の緑



農地の緑



河川の緑



海岸の緑



公園緑地



街路樹



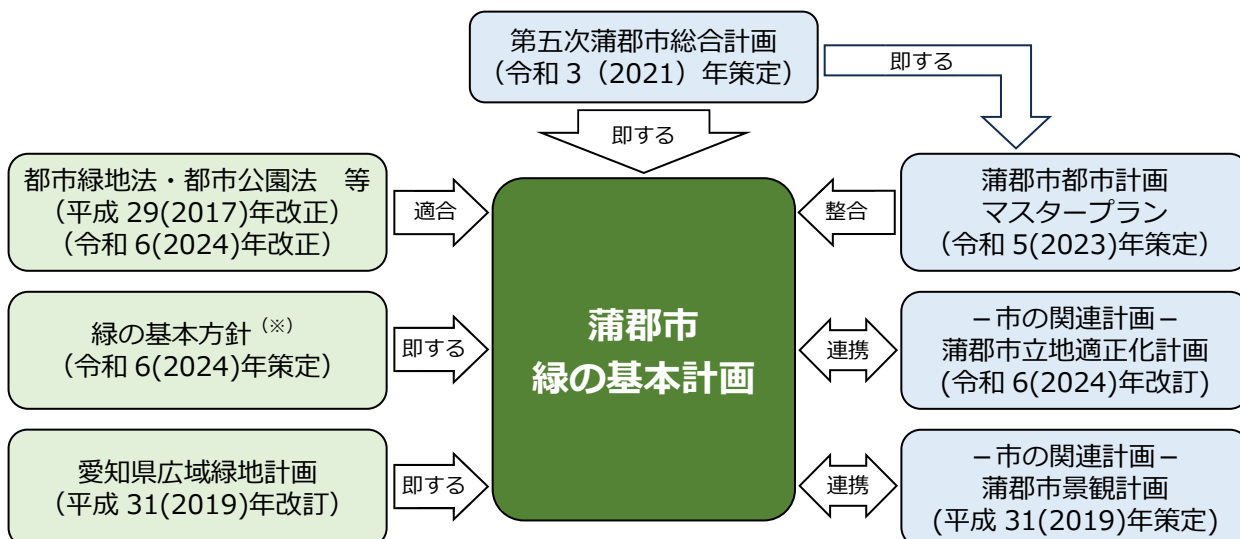
学校の植栽地



工業地の植栽地

5 計画の位置づけ

本計画は、市政の基本となる「蒲郡市第五次総合計画」に即するとともに、「蒲郡市都市計画マスタープラン」とも整合した内容とします。また、計画の実行性を高めるために緑に関連する計画との連携を図ります。



※緑の基本方針：都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針

本計画は、関連計画における方針を踏まえ、具体的な施策を定めるものです。

【都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針】

（緑の基本方針）令和6（2024）年12月策定

- 令和6（2024）年の都市緑地法改正に伴い、国が定めた緑の基本方針では、『人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市』を将来的な都市のあるべき姿とし、その実現に向けて、緑地の保全及び緑化の推進の目標や、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針などを定めています。

【愛知県広域緑地計画】平成31（2019）年3月改訂

- 愛知県広域緑地計画では、『豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり～緑の質を高め 多様な機能を活用～』を計画の理念に掲げ、一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標、緑の施策を定めています。

[愛知県の緑づくりを考える3つの緑]

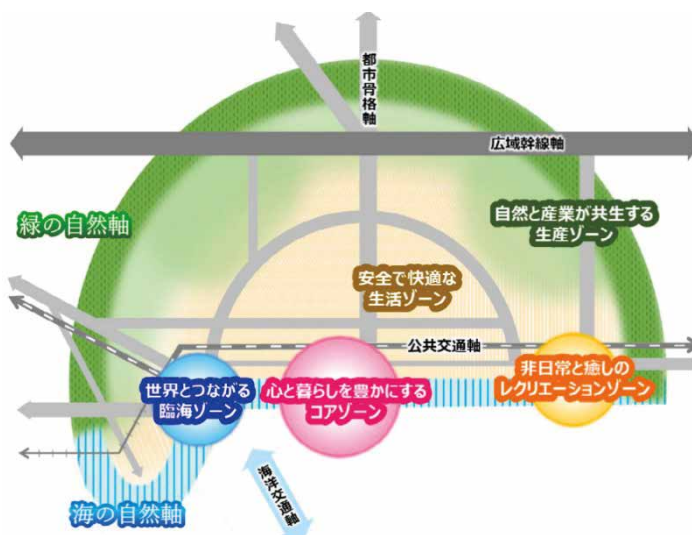
計画の理念の実現に向けては、緑づくりの基礎である「健全で良質な緑」が重要であり、「いのちを守る緑」「暮らしの質を高める緑」「交流を生み出す緑」の3つの機能を高め、多様な主体による連携や協働の取組により、これらの緑を効果的に『活用』します。

【第五次蒲都市総合計画】 令和3（2021）年6月策定

○第五次蒲都市総合計画では、基本構想において「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ～君が愛する蒲郡～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けての視点や基本方針を空間的かつ概念的に表すものとして、将来都市構造を示しています。

【将来都市構造の概念図】

穏やかな三河湾と山並みからなる「自然軸」を土台として、蒲郡駅周辺の「心と暮らしを豊かにするコアゾーン」を中心に、まとまりのある各ゾーンが扇状に広がります。各ゾーンでは自然軸と調和した都市活動が行われ、「交通軸」によりつながり合うことで互いに影響し魅力を高め合っています。



【蒲都市都市計画マスタープラン】 令和5（2023）年3月策定

○蒲都市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本目標の一つである「豊かな自然を感じながら安心して過ごせるまちづくり」の中で、『自然や文化的な地域資源の活用・保全』、『自然やまちなみと調和した景観形成』、『災害に対する安全確保』を掲げています。

【将来都市構造図】

本市のまちとしてめざす姿や骨格を示すものです。大まかな土地利用の配置を「ゾーン」に区分し「森林ゾーン」「農地ゾーン」では現存する緑の資源の保全・整備を推進する一方、「臨海交流ゾーン」「観光・レクリエーションゾーン」では観光振興や三河湾に面する地域特性を活かした交流を促進するゾーンとして位置づけています。



〔蒲郡市立地適正化計画〕 令和6（2024）年6月改訂

○蒲郡市立地適正化計画では、将来都市像として掲げた『多世代が健康で安心して暮らせるまち』を実現するため、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」を設定し、都市機能誘導区域への誘導施設や各区域での誘導施策を定めています。

居住誘導区域

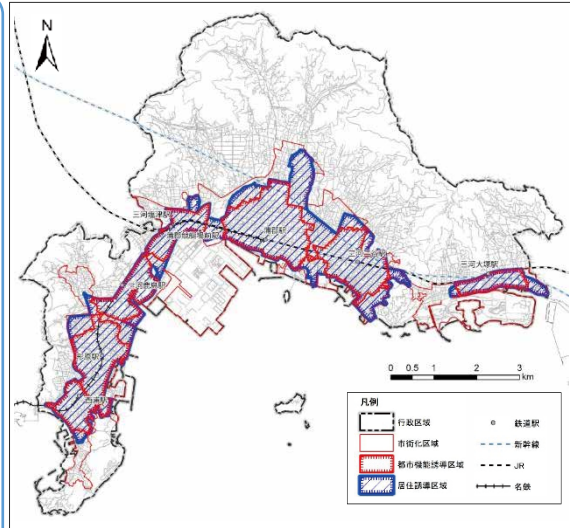
都市機能施設の維持につながる人口密度の確保

- ・居住を誘導する各種施策の検討・推進
- ・一定規模以上の開発行為または建築行為を対象とした届出制度の運用による、区域外における住宅開発などの立地動向の把握と立地促進

都市機能誘導区域

誘導施設を踏まえた都市機能施設の誘導

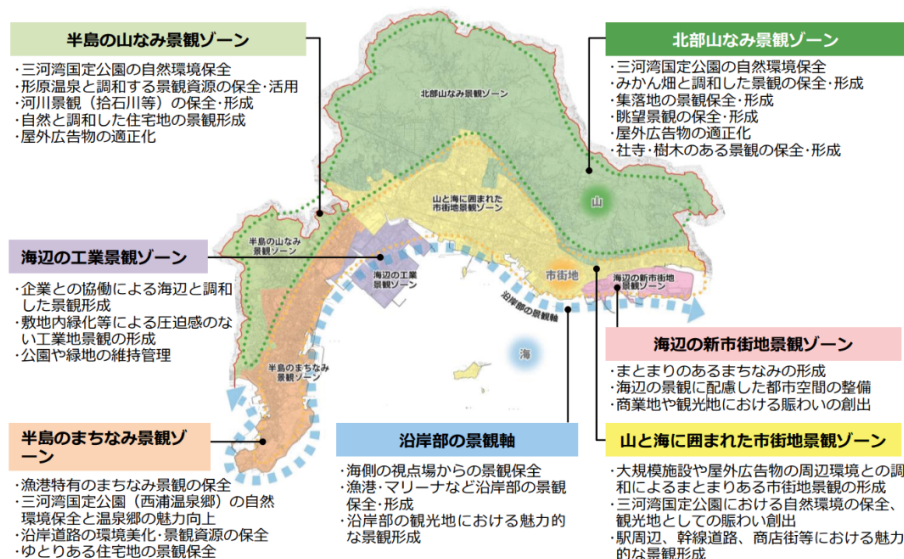
- ・既存施策の位置づけ見直し、または新規施策の実施により民間の都市機能を誘導
- ・公共施設再編の実施事業と連携
- ・民間事業者の動向により、国の支援を活用して、民間による公共サービスの提供などを行う施設立地の検討
- ・区域内外における誘導施設を対象とした届出行為の運用による、都市機能の立地動向の把握と立地促進



居住誘導区域および都市機能誘導区域

〔蒲郡市景観計画〕 平成31（2019）年4月策定

○蒲郡市景観計画では、景観形成の基本方針として『豊かな自然環境と調和した景観づくり』『地域に息づく景観を継承する景観づくり』『豊富な景観資源・地形を活用した魅力を引き出す景観づくり』『人々の景観づくりの心を育てる取り組み』の4つを掲げた上で、下図のとおり、市域を6つの「ゾーン」と1つの「軸」に区分し、ゾーン別景観形成の方針を定めています。



第2章

緑の現況

1 蒲郡市の概況	9
2 緑の現況	10
3 緑化に関する取組	14
4 市民アンケート結果	18



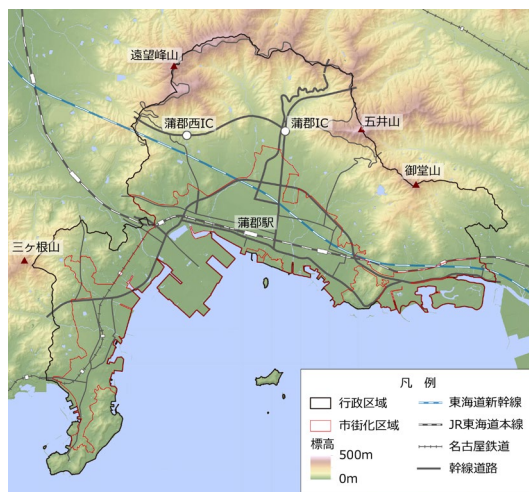
1 蒲郡市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、愛知県の南東部の東三河沿岸部に位置し、東側に豊川市、西側は西尾市・幸田町、北側は岡崎市に接しています。JR東海道本線が主要公共交通機関として機能しており、蒲郡・名古屋間を約40分で結んでいます。鉄道に加えて、国道23号バイパスなどの幹線道路で諸都市と結ばれ、東名高速道路へも容易にアクセスが可能です。

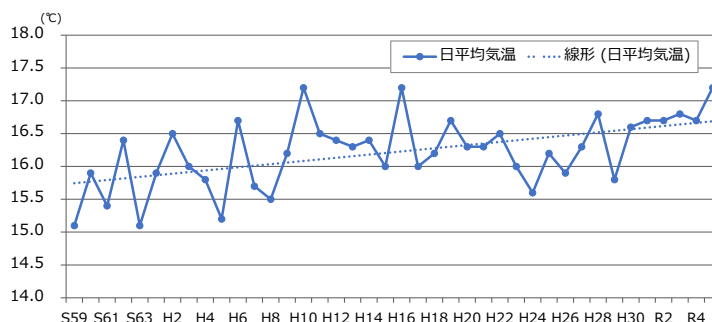
市域の北と東西の三方は御堂山・五井山・遠望峰山・三ヶ根山の山地に囲まれ、南は三河湾に面した、風光明媚で温暖な地域です。

三河湾に面した低地に市街地が形成され、その周辺の丘陵地には果樹園が広がっています。また、市内には、温泉郷やマリンレジャー施設が点在し、多くの観光客が訪れます。



(2) 気温の推移

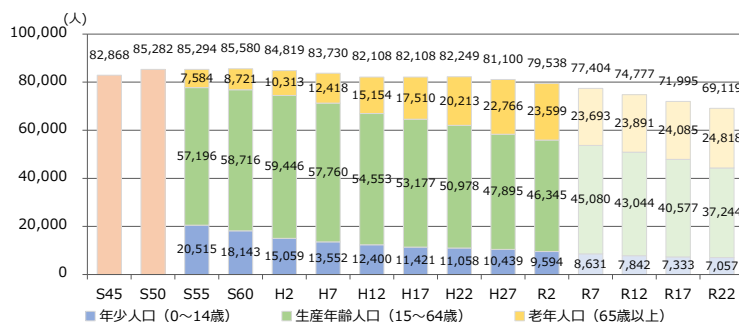
昭和59(1984)年から令和5(2023)年まで40年間の年ごとの日平均の気温の推移と傾向をみると、年により変動があるものの、上昇傾向にあります。



※線形(日平均気温)は日平均気温の推移を直線で近似したもの
資料：気象庁データ(気象庁HP：気象統計－蒲郡年ごとの値)より集計

(3) 人口の推移

本市の人口は、昭和60(1985)年をピークとし、その後減少しています。また、年齢区分別では、年少人口や生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加しています。



令和2(2020)年の全人口に対する老年人口の割合は29.7%と高齢化が進んでおり、人口減少、少子高齢化の進行が予測されています。

資料：(R2以前)国勢調査、(R7以降)国立社会保障・人口問題研究所(R5推計)

2 緑の現況

(1) 緑地の量

施設緑地^(※1)は市域全体で約 183.6ha あり、このうち約 108.7ha が市街化区域内に存在しています。

都市公園は市域全体で約 23.6ha で、平成 21（2009）年度以降に近隣公園 1 箇所、街区公園 7 箇所を新たに整備しています。

地域制緑地^(※2)は市域全体で約 2,782.7ha（重複分を除く）あり、大部分が市街化調整区域内に存在しています。

表 緑地現況量

単位：ha

区 分	施設緑地				地域制緑地									緑地 現況量 総計
	都市 公園	公共施 設緑地	民間施 設緑地	施設 緑地 合計	法によるもの						県・市指 定文化財	地域制 緑地間の 重複	地域制 緑地 合計	
					自然 公園	農振農用 地区域	保安林	地域森林 計画対象 民有林	河川 区域	国指定 文化財				
令和 5 年度	23.6	120.5	39.5	183.6	1,736.9	714.6	72.0	1,716.4	18.1	1.9	3.5	1,480.7	2,782.7	2,966.4
平成 21 年度	21.9	122.5	39.5	183.9	1,736.9	731.0	72.0	1,719.6	18.1	1.9	3.5	1,485.1	2,797.9	2,981.8

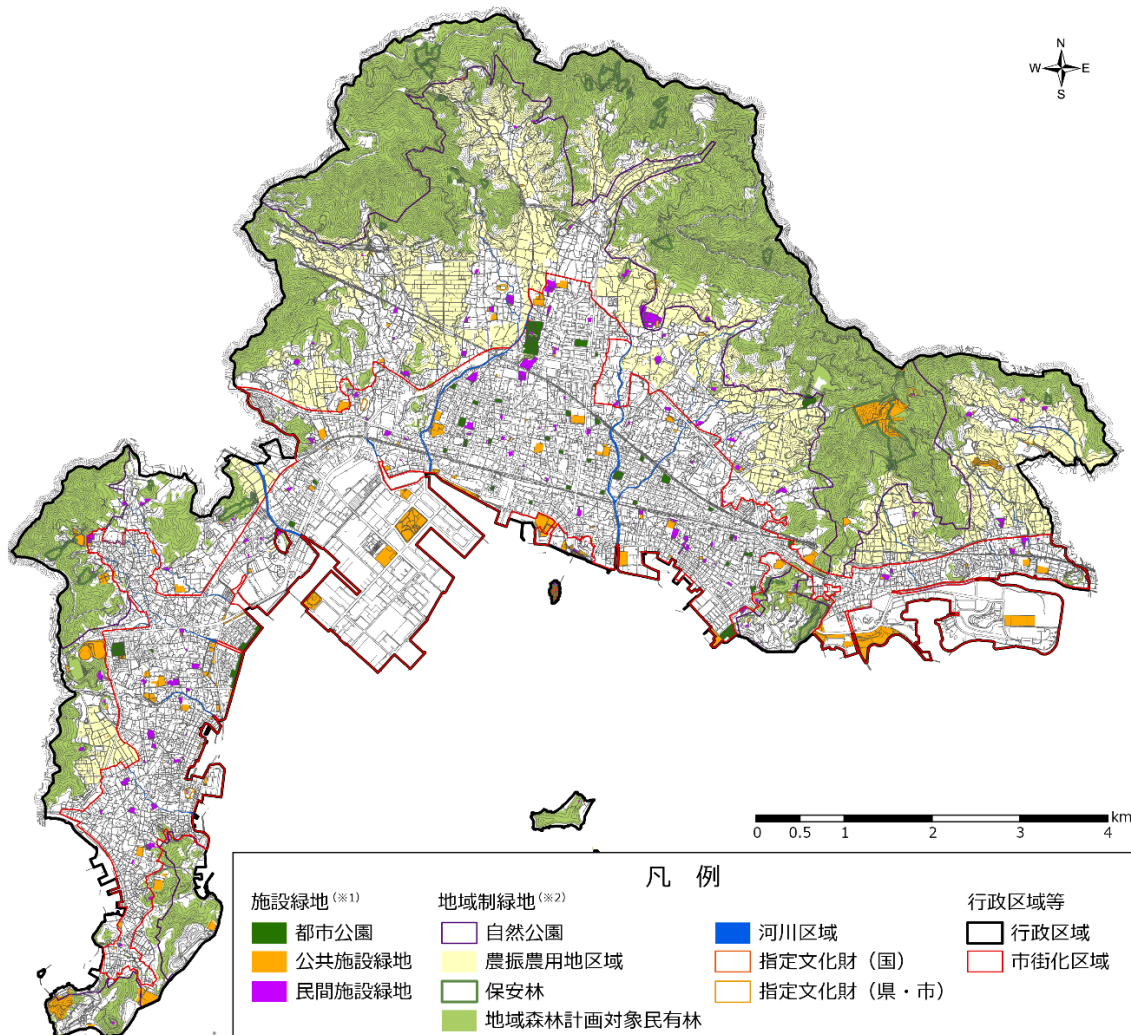


図 緑地現況図（令和 5（2023）年度）

※1 施設緑地：都市公園や、都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を持つ公有地、民有地の緑地。

※2 地域制緑地：良好な自然環境などの保全を図るために、土地利用や開発を規制する目的で、一定の土地の区域を法律や条例などに基づき指定する緑地。

(2) 緑被の現況

市全体の緑被面積は約 3,307ha であり、緑被率^(※)は市域の約 58%となっています。内訳では、山林が最も多く、市域の約 34%を占めているほか、次いで果樹園が約 12%を占めており、これらを合わせると市域面積の半数近くとなります。

市街化区域における緑被率は約 19%で、前回調査時（平成 21（2009）年）と比べると約 3.6 ポイント下がっています。現在施行中の蒲郡中部土地区画整理事業地区内で緑被地の減少が顕著となっています。

表 緑の現況量

	区 分	山 林	田	畑	果樹園	草 地	植栽地	水 面	緑被面積 計	うち市街 化区域	市域面積
令和 5 年度	面積(ha)	1,930.17	45.55	170.95	701.16	238.16	158.86	61.84	3,306.69	391.54	5,696.00
	比率(%)	33.89	0.80	3.00	12.31	4.18	2.79	1.09	58.05	19.03	－
平成 21 年度	面積(ha)	1,942.33	57.32	182.34	775.16	262.99	147.48	67.08	3,434.70	463.26	5,681.00
	比率(%)	34.19	1.01	3.21	13.64	4.63	2.60	1.18	60.46	22.59	－

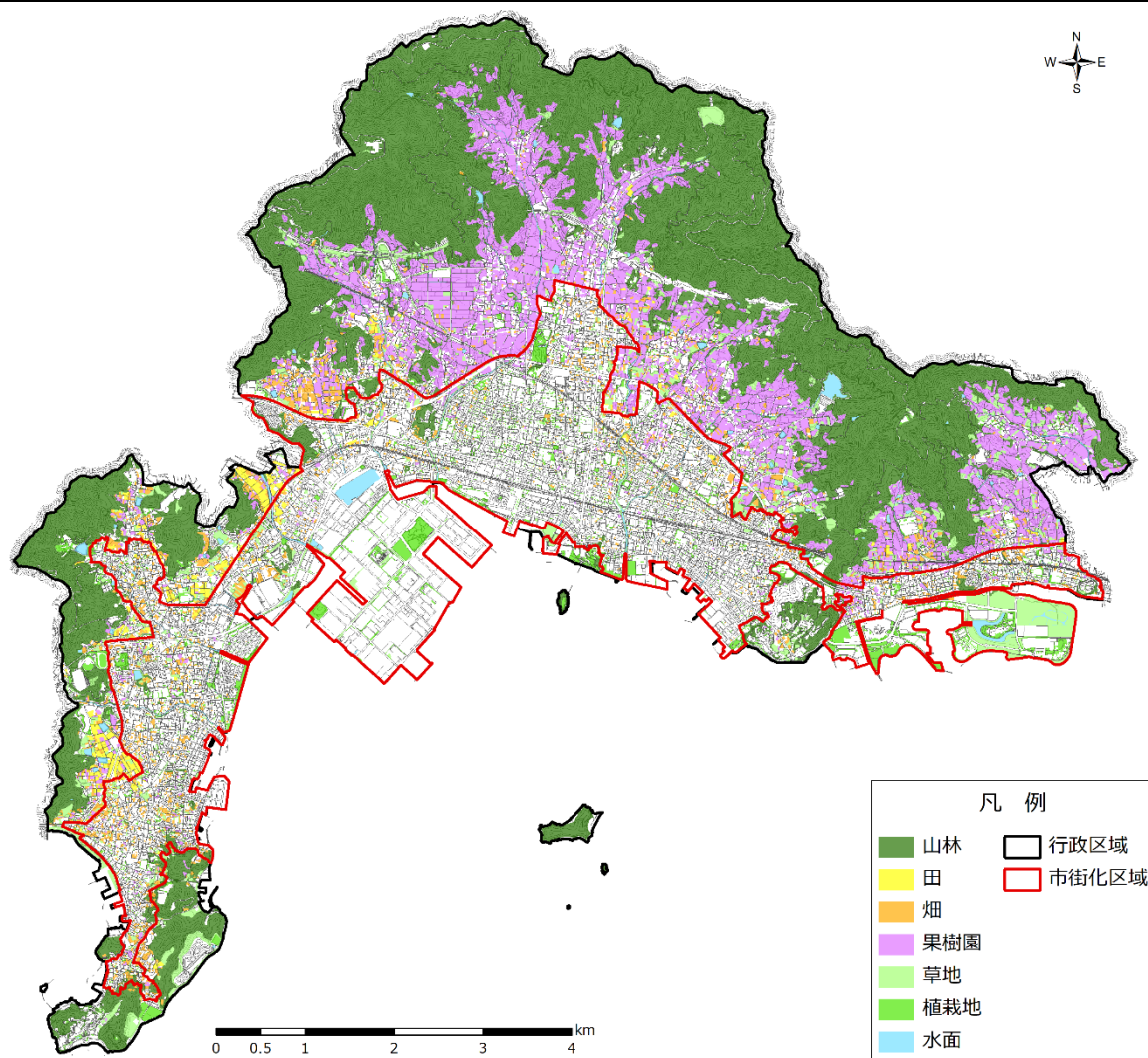


図 緑被現況図

※緑被率：緑の総量を把握する方法の1つで、航空写真などによって上空から見たときの緑に覆われている土地（＝緑被地）の割合。なお、対象とする緑は樹林（山林）だけでなく、農地（田、畑、果樹園）や草地、植栽地、水面を含めるものとする。
緑被地は、航空写真（令和4年度）による判読にて抽出し、土地利用境界に合わせて補正作業を実施した。

(3) 都市公園の現況

都市公園は、土地区画整理事業などの市街地整備が実施された地域に整備されていますが、大塚、西浦中学校区では身近に都市公園の存在しない地域が広範囲に及んでいます。

こうした都市公園の存在しない地域では、児童遊園地などが配置していますが、その規模は1,000㎡未満のものが多くなっています。

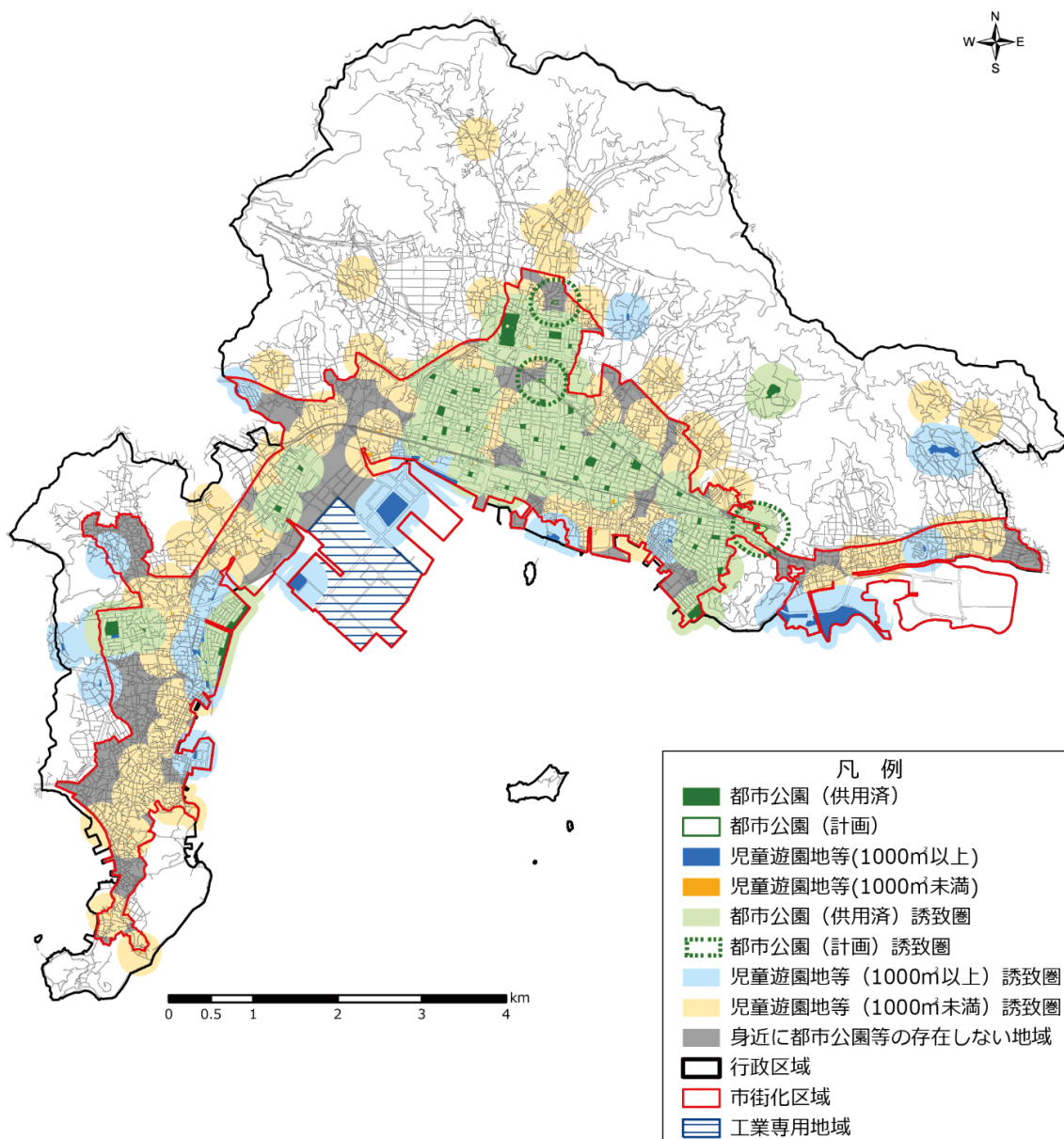


図 都市公園等の配置状況

注) 本図は、身近な都市公園等の配置状況を把握するため、都市公園などの種別に関わらず、街区公園の誘致距離である250mに統一して誘致圏を表示する。

都市公園以外では、街区公園と同等以上の機能を有すると見られる1,000㎡以上の児童遊園地等を対象とすることを基本にしつつ、1,000㎡未満のものについても参考に表記。(運動広場は、事前予約が必要なことから対象外)

(4) 道路緑化の状況

市内の国道および県道や主要な市道では街路樹が植栽されています。

街路樹の樹種は、市役所通はイチョウ、オレンジロードやマリンロードはイチョウ、ケヤキ、クスノキ、中央通はハナミズキ、西浦シーサイドロードはヤシの高木が植樹されています。近年、マリンロードにおいて中木のサルスベリに植え替えが行われています。

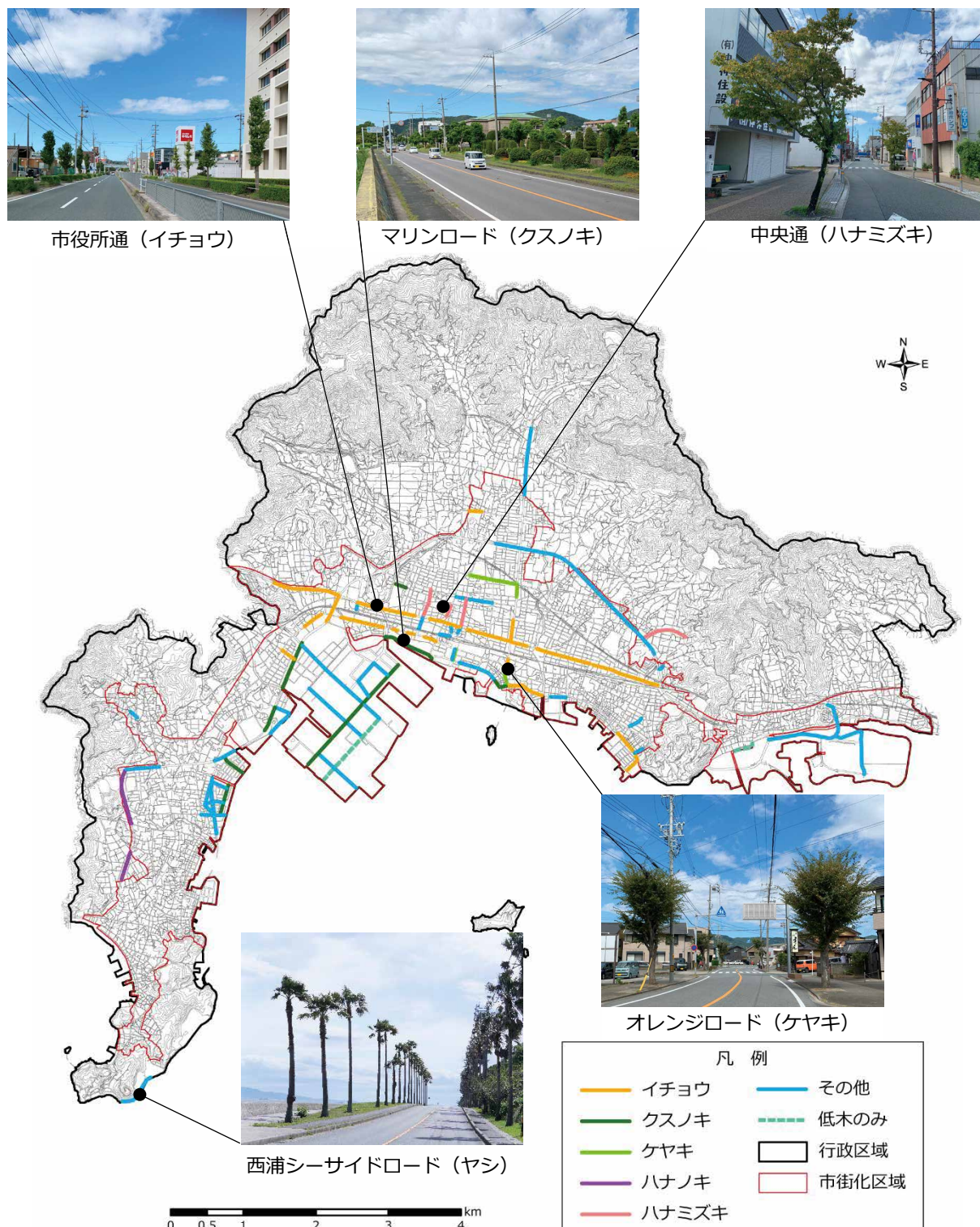


図 道路緑化状況

3 緑化に関する取組

(1) 市民参加への取組

① 蒲郡市緑化事業助成金制度（緑の街並み推進事業）

本市では、愛知県が行う「あいち森と緑づくり事業～都市緑化推進事業～」に基づく間接補助事業として蒲郡市緑化事業助成金制度（緑の街並み推進事業）を創設し補助を行っています。この事業は、市街化区域および市街化調整区域内の既存集落で民有地の建物又は敷地の緑化を進める事業を対象に、助成金を交付するものです。

平成 24（2012）年度以降、毎年 1～4 件程度の申込があり、令和 5（2023）年度までに累計 1,636 ㎡の緑化が行われています。

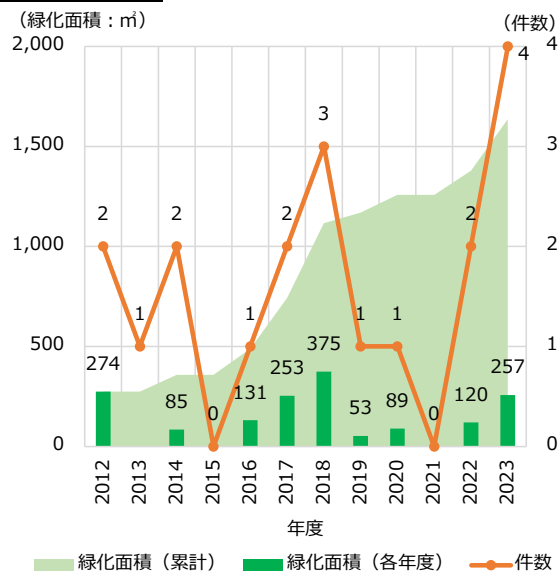


図 緑化事業助成金交付制度実績

【あいち森と緑づくり事業 ～都市緑化推進事業～】

市街地における緑の全体量が減少するなか、都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するため、「あいち森と緑づくり税」を財源として、市町村等が行う取組を支援する県の事業。



出典：愛知県建設部公園緑地課パンフレット

②蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）

蒲郡市公共施設里親制度は、市民と行政が協働でまちの美化を進めていく制度です。

令和 5（2023）年 9 月時点において登録されている団体数は 32 団体、登録人数は 819 人で、本制度を開始した平成 19（2007）年から団体数、登録人数とも増加しています。

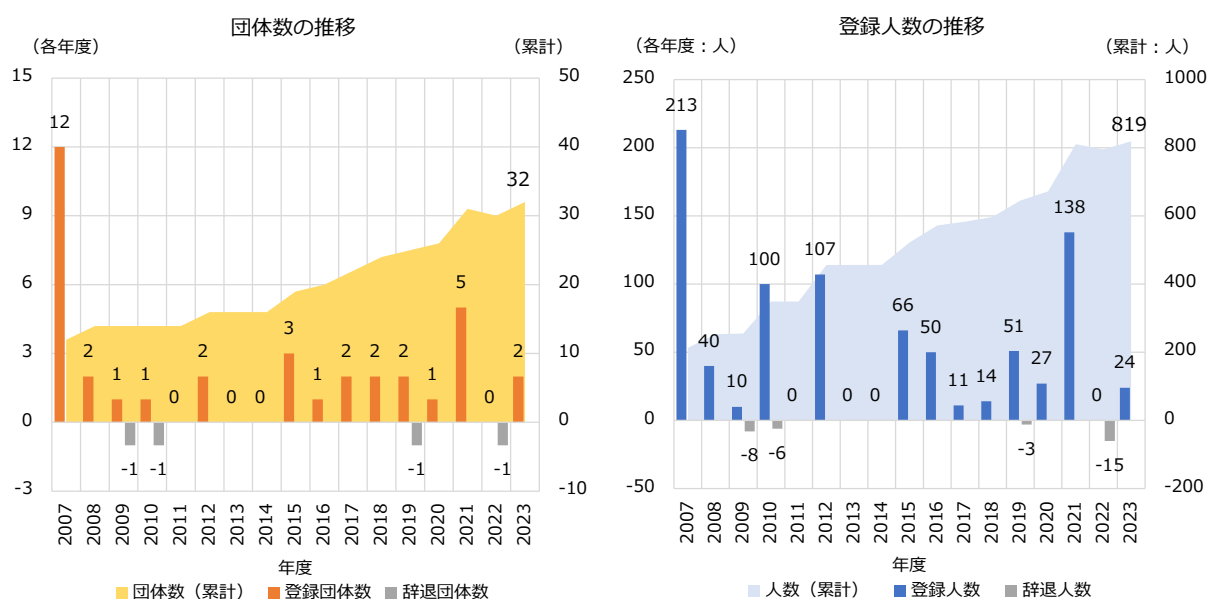
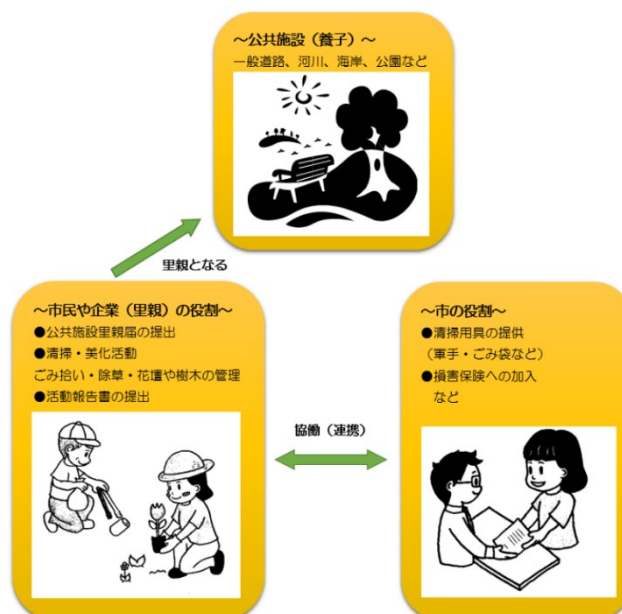


図 アダプトプログラム登録団体数・人数の推移

【アダプトプログラム】

アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、アダプトプログラムは「里親制度」と訳されます。

市民やボランティア団体、企業などが「里親」となって、道路や公園などを自らの「養子」のように愛着をもって、定期的に清掃・美化などを行い、行政はボランティア保険への加入や清掃道具の提供などの活動の支援を行います。



出典：蒲郡市 HP

③がまごおり市民企画公募まちづくり事業

自治会・市民活動団体が自主・自発的に行う公益的事業活動に対して事業の経費を助成し、まちづくり活動への参画意識を高め地域の担い手の育成を図ります。

《本事業の例》

▶ 「小学校と地域協働の畑づくり事業」 <小江まちカフェ>

(平成 29 年度 はじめの一步部門)

地域の人の顔と顔がつながるような場をつくろうと始まったのが小江まちカフェです。小学校の中で使われていなかった畑を地域のおじさんたちと耕し、そこに児童も混ざって、自然と会話の生まれる場をつくっています。



▶ 「山での健康づくりと交流は五井山から」 <蒲郡山友会>

(平成 25 年度 はじめの一步部門)

五井山系を宮路山、本宮山のように多くの人に親しまれるような登山道にするための整備を行いました。あまり活用されていなかった五井山南面の旧登山道をほぼ復活させ、立て札を設置したところ、歩く人が増えました。ハイキング行事を開催することで、五井山の魅力を伝えています。



▶ 「花はまちを創る 未来へと！」 <がまごおり花フル会>

(平成 29 年度 ほとぼしる情熱支援部門)

観光交流立市である蒲郡市を市民の力で花と緑あふれる、元気な楽しいまちへと環境を変えていくこと、市民交流、協働の場の提供になることを目的に、表玄関口である蒲郡駅南口北口広場にプランター花壇の設置をしました。まちなかを花で美しくし、花のある暮らしが定着、浸透し潤いのあるまちをつくります。



出典：蒲郡市 HP

④緑に関するイベントの開催

●自然観察会

里山の動植物と触れ合い、自然の良さを体験する場を提供するため、市では平成 15（2003）年度より自然観察会を実施しています。令和 5（2023）年度は 28 名、令和 6（2024）年度は 30 名の親子が参加しました。



自然観察会の様子

出典：蒲郡市の環境実態
(令和 5 年 3 月)

●森と海的环境講演会

市内の小学生に、森の生態系が川や海（三河湾）の生態系に影響を及ぼしていることを学んでもらうため、平成 19（2007）年度より、森と海的环境講演会を実施しています。令和 4（2022）年度は竹島小学校、令和 5（2023）年度は大塚小学校で開催しました。



森と海的环境講演会の様子
出典：蒲郡市の環境実態
（令和 5 年 3 月）

●植樹祭（県民参加の緑づくり）

身近に緑を感じ、公園に愛着や関心を持っていただくことを目的に、「あいち森と緑づくり事業」を活用した植樹祭を公園の整備時などに開催しています。

表 植樹祭の開催状況

時 期	場 所
令和元年 11 月	水竹公園 （新規公園）
令和 4 年 3 月	新井形公園 （新規公園）
令和 5 年 3 月	双太山公園 （既設公園）
令和 6 年 3 月	松前公園 （新規公園）



植樹祭の様子

●森の文化祭

市民団体が主体となって、さがらの森を中心に毎年「森の文化祭」を開催しています。令和 6（2024）年 4 月に第 23 回森の文化祭が開催され、里山でのハイキングや木工体験、まき割り体験など様々なイベントが行われました。



森の文化祭の様子

●三河湾環境チャレンジ

海の生き物に親しみ、環境問題を考えるきっかけとなるように、平成 17（2005）年より「三河湾環境チャレンジ」が行われています。大学や県水産試験場、竹島水族館など海に関係する様々な団体の協力のもと、環境学習の一環として実施されています。



三河湾環境チャレンジの様子

●拾石川における憩いの場の創造

「拾石川」をかつてのようなきれいで、地域住民が集う憩いの場として甦らせるため、平成 8（1996）年に「未来塾」が結成され、清掃活動や環境学習、地域のにぎわいや活性化を目的としたイベント活動を行っています。



拾石川のこいのぼり

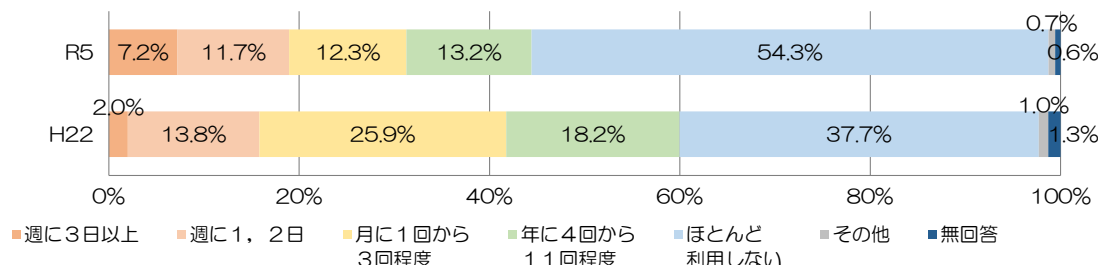
4 市民アンケート結果

(1) 調査概要

- 実施期間：令和 5（2023）年 10 月 30 日 ～ 11 月 17 日
- 調査対象：蒲郡市在住の 18 歳以上の方の中から 1,700 名を無作為に抽出
- 調査方法：郵送（アンケート調査票の配布・回収）および Web（QR コード・URL をアンケート調査票に記載）にて実施
- 回収票数：707（回収率 41.6%）

(2) アンケート結果

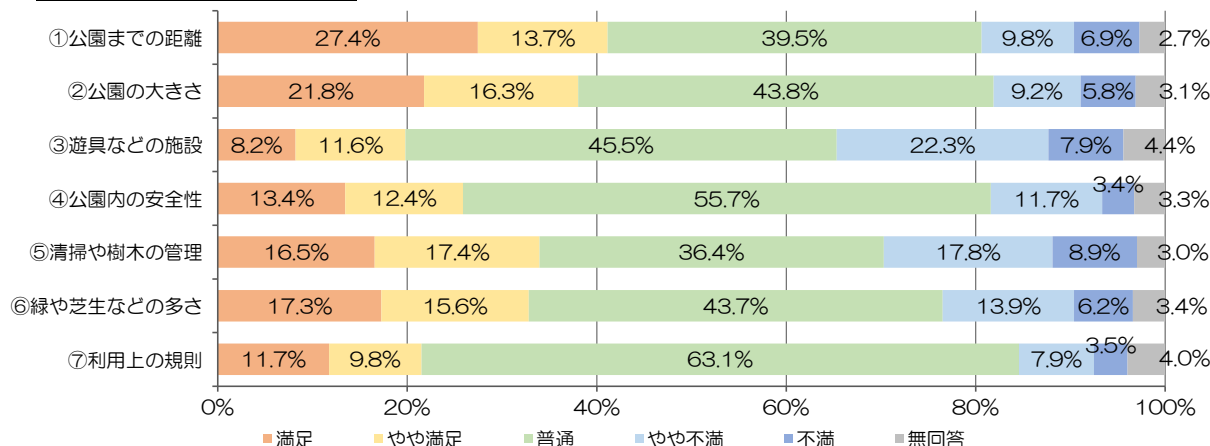
①公園・緑地等の利用頻度



「ほとんど利用しない」（54.3%）が最も多く、半数を超えているのに対し、週 1 日以上の利用者は 20%に達していません。

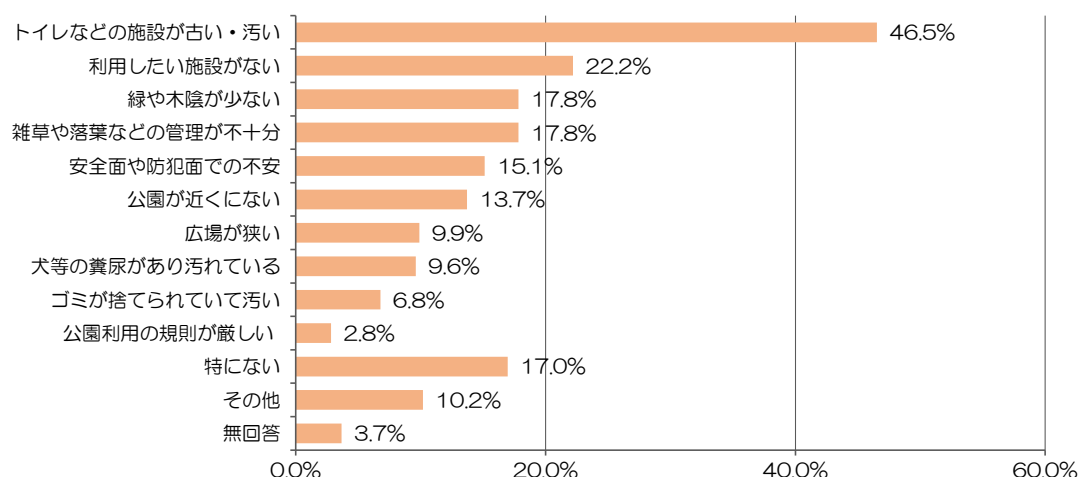
前回調査との比較では、月に 1 回程度以上の利用者が、前回調査の 41.7%に対し今回調査では 31.2%と 10 ポイントほど減少しています。また、「ほとんど利用しない」が 37.7%から 54.3%と大幅に増加しています。

②市内の公園の満足度



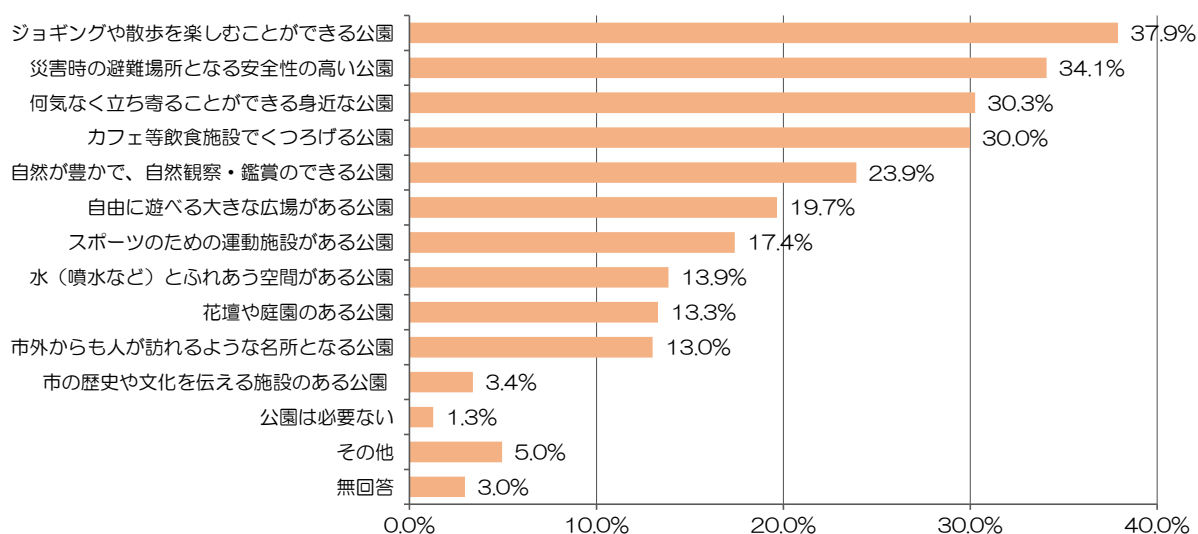
どの項目も「普通」が一番多い中で、「公園までの距離」、「公園の大きさ」に関しては、満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が約 40%と比較的高いのに対し、「遊具などの施設」、「清掃や樹木の管理」に関して、約 30%の方が「不満」、「やや不満」と低調な結果になっています。

③公園に関する問題点・不満（※3つまでの複数回答）



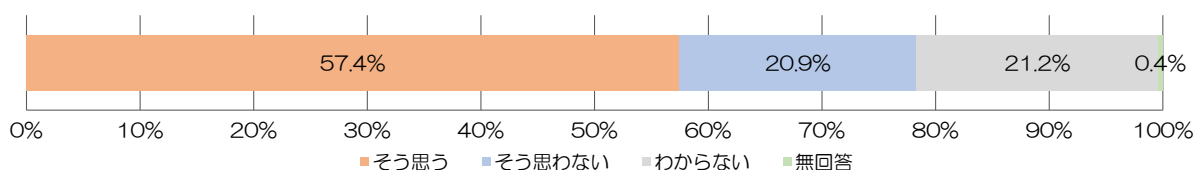
「トイレなどの施設が古い・汚い」（46.5%）や、「利用したい施設がない」（22.2%）といった公園施設に関する回答が多くあります。次いで「緑や木陰が少ない」（17.8%）、「雑草や落葉などの管理が不十分」（17.8%）など、暑熱対策や管理に対する回答が多くなっています。

④今後、蒲郡市に必要と思う公園（※3つまでの複数回答）



多様なニーズが見られる中で、「ジョギングや散歩を楽しむことができる公園」（37.9%）や「何気なく立ち寄ることができる身近な公園」（30.3%）といった日常利用や、「災害時の避難場所となる安全性の高い公園」（34.1%）といった防災機能への回答が多くなっています。

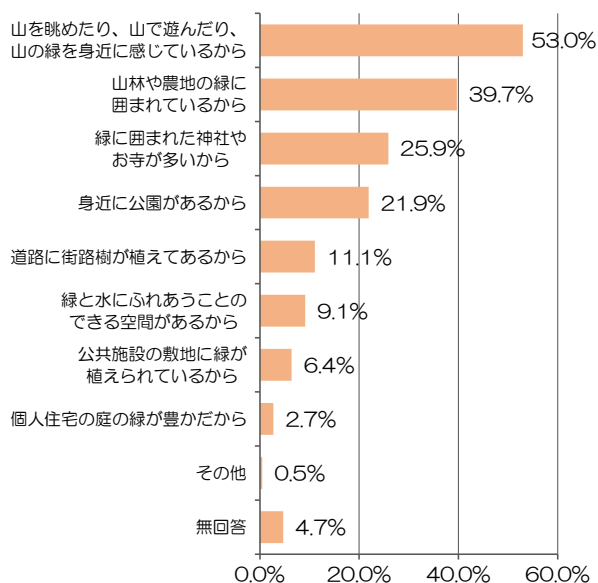
⑤蒲郡市は緑が豊かなまちと思うか



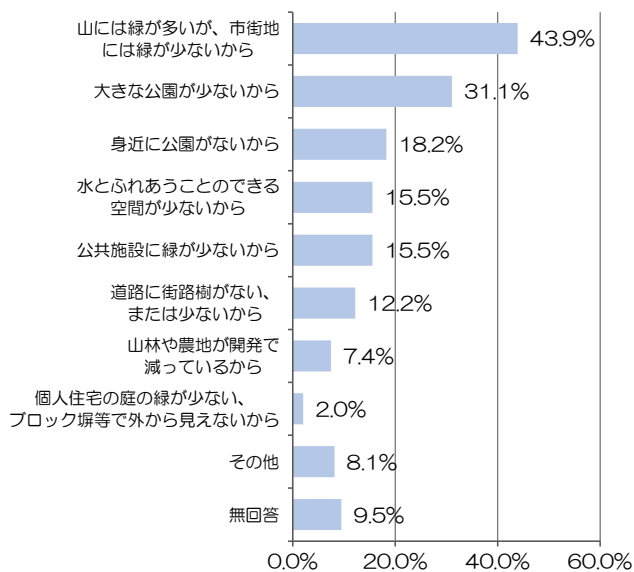
「そう思う」（57.4%）が、「そう思わない」（20.9%）を大きく上回っています。

「緑が豊かなまちと思う」主な理由としては、「山を眺めたり、山で遊んだり、山の緑を身近に感じているから」（53.0%）、「山林や農地の緑に囲まれているから」（39.7%）が多く、山の緑に関する回答が多くなっています。

一方、「緑が豊かなまちと思わない」主な理由としては、「山には緑が多いが、市街地には緑が少ないから」（43.9%）が最も多く、次いで「大きな公園が少ないから」（31.1%）、「身近に公園がないから」（18.2%）と続き、市街地内の緑や公園が少ないという回答が多くなっています。

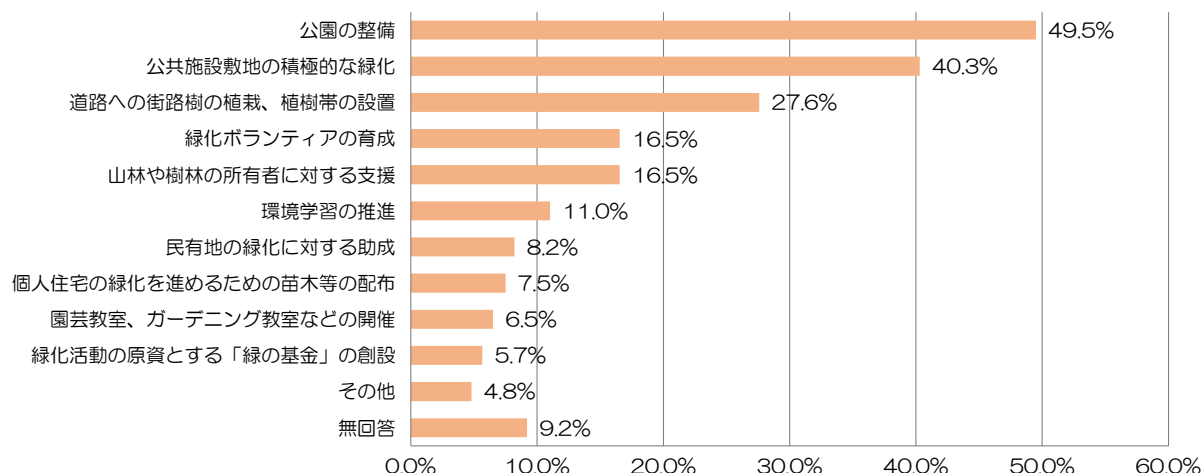


「緑が豊かなまちと思う」主な理由



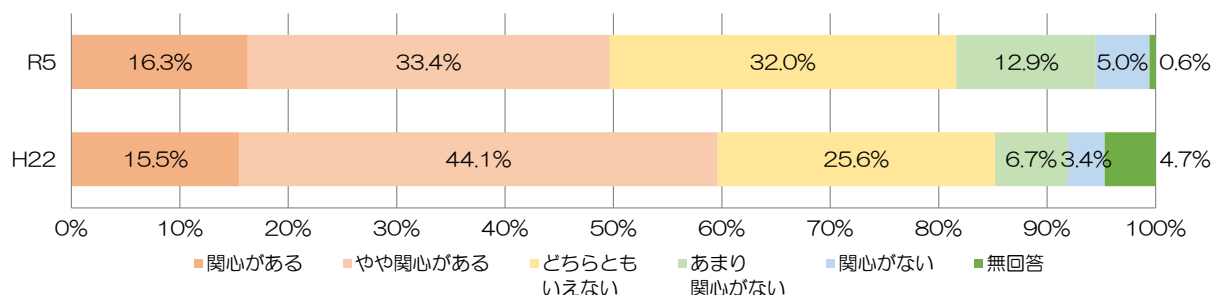
「緑が豊かなまちと思わない」主な理由

⑥緑を残すため、緑を増やすために必要な取組み（※3つまでの複数回答）



「公園の整備」（49.5%）が最も多く、次いで「公共施設敷地の積極的な緑化」（40.3%）、「道路への街路樹の植栽、植樹帯の設置」（27.6%）となり、施設整備への取組が求められています。

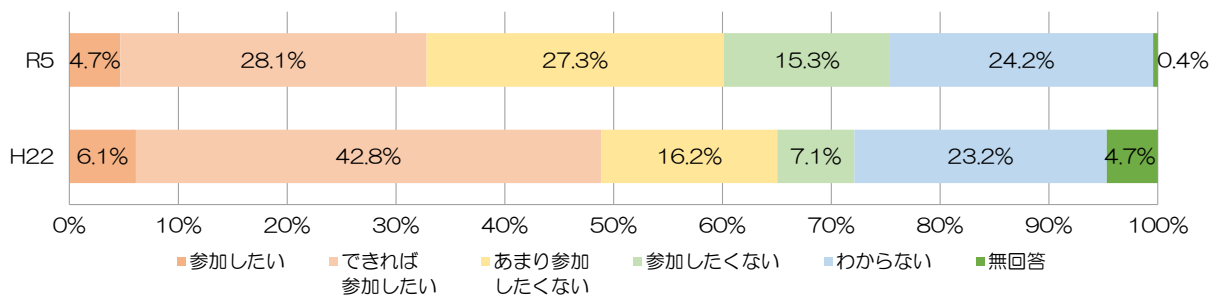
⑦緑を残したり、増やしたりする活動への関心



「関心がある」（16.3%）、「やや関心がある」（33.4%）を合わせると約半数の49.7%となり、緑に関する活動に関心がある割合が高くなっています。一方、「あまり関心がない」（12.9%）、「関心がない」（5.0%）を合わせた関心がない回答者の割合は20%未満となっています。

前回調査との比較では、「関心がある」「やや関心がある」の合計が、前は59.6%であったのに対し、今回は49.7%と、10ポイントほど減少しています。また、「関心がない」「あまり関心がない」の合計が前は10.1%であったのに対し、今回は17.9%に増加しています。

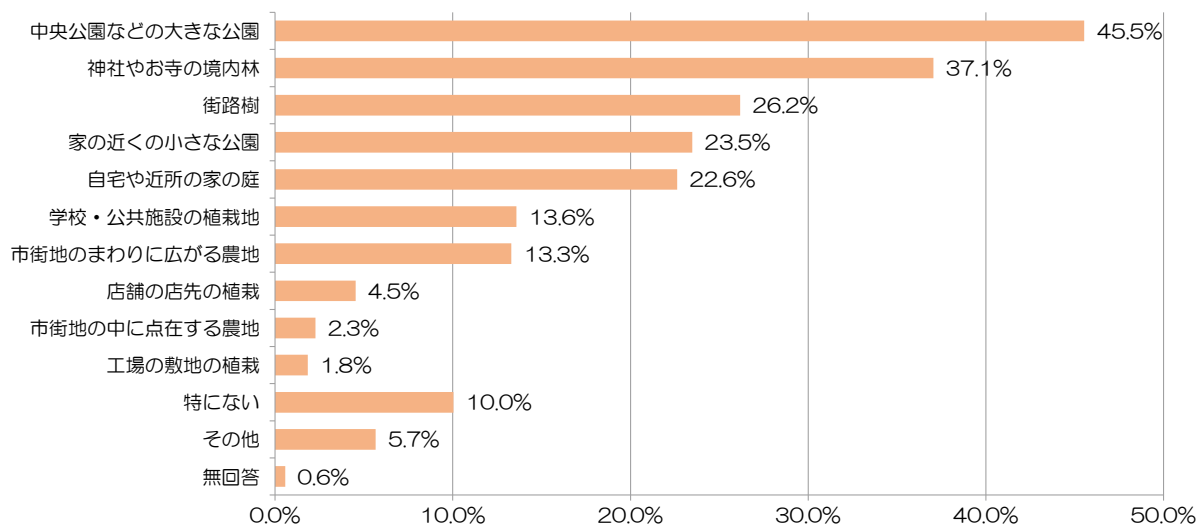
⑧緑を残したり、増やしたりする活動への参加意向



「参加したい」（4.7%）、「できれば参加したい」（28.1%）を合わせると30%あまりで、緑の活動への関心に比べ、参加意向は低くなっています。また、「あまり参加したくない」（27.3%）、「参加したくない」（15.3%）を合わせると40%以上となり、参加に対して否定的な回答が多くなっています。

前回調査との比較では、「参加したい」「できれば参加したい」の合計が、前は48.9%であったのに対し、今回は32.8%と、約16ポイント減少しています。

⑨市内で好きな緑（※3つまでの複数回答）



「中央公園などの大きな公園」（45.5%）が最も多く、次いで「神社やお寺の境内林」（37.1%）、「街路樹」（26.2%）が多くなっています。また、「家の近くの小さな公園」（23.5%）、「自宅や近所の家の庭」（22.6%）といった身近な緑についての回答も比較的多くなっています。

第3章

緑の分析・評価と課題の整理

- 1 現況の緑の分析・評価…………… 25
- 2 前計画の進捗…………… 35
- 3 緑をめぐる社会動向…………… 38
- 4 緑に関する課題の整理…………… 43



1 現況の緑の分析・評価

都市において緑地が果たしている機能は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つに大別されます。そこで、これら4つの機能別に、下表に示す視点に基づいて現況緑地を評価します。さらに、「緑の管理、市民参加」の視点を加え、本市の緑に関する特徴を整理します。

緑地の機能	対象とする緑	評価の視点
環境保全	都市の骨格となる緑地および身近に存在する小規模な緑とオープンスペース 野生生物の生息地あるいはヒートアイランド現象などの環境負荷を軽減する緑地	①都市の骨格を形成する緑 ②自然環境に恵まれた緑 ③農林業地を形成する緑 ④快適な生活環境を支援する緑 ⑤都市環境を維持・改善する緑 ⑥歴史的風土を継承する緑 ⑦多様な生物が生息する緑
レクリエーション	日常や週末のレクリエーション活動に利用される緑地 ウェルビーイング ^(※) を高める緑地	①幸福を実感できる緑 ②自然とのふれあいの場となる緑 ③広域的なレクリエーションの場となる緑 ④身近なレクリエーションの場となる緑 ⑤ネットワークを形成する緑
防 災	災害の防止に役立つ緑地 災害時における避難路、避難場所となる緑地 都市公害の緩和に対処し得る緑地	①自然災害の軽減に寄与する緑 ②市街地内の火災被害の軽減に寄与する緑 ③避難路、避難場所として機能する緑
景観形成	郷土景観を構成する緑地 市街地内のランドマーク、シンボルとなるような緑地	①郷土の景観を形成する緑 ②地区の景観を支える緑 ③眺望点となる緑 ④ランドマークとなる緑 ⑤都市景観の向上に寄与する緑

参照：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」（日本公園緑地協会）

※ウェルビーイング：「第3章 緑の分析・評価と課題の整理」の40ページを参照

(1) 環境保全の視点による分析・評価

①都市の骨格を形成する緑

本市は、東西および北側を御堂山から五井山、遠望峰山、三ヶ根山に至る山地に囲まれ、南側は三河湾に面しています。また、西田川、落合川、拾石川などの河川は、山地や丘陵地の緑地と海岸部の緑地を結ぶ緑の軸を形成しています。

②自然環境に恵まれた緑

三河大島や竹島などの島しょの樹林、文化財・天然記念物や社寺境内地の緑、松島遊歩道・橋田鼻遊歩道一帯の自然海岸は、本市の価値を高める魅力的な自然を形成しています。

③農林業地を形成する緑

丘陵地に広がる果樹園は、緑豊かな環境の維持に寄与しています。近年、宅地化の進展や担い手の減少により果樹園を主に農地面積が減少しています。

④快適な生活環境を支援する緑

市街地に整備された都市公園、公共施設緑地、社寺境内地は、市民に身近な緑を提供し、快適な生活環境の形成に寄与しています。

⑤都市環境を維持・改善する緑

市街地および市街地周辺に島状に分布する里山林、農地や三河湾に面した海岸一帯からの冷涼な大気は、河川や幹線道路を通して市街地内をめぐり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与しています。

⑥歴史的風土を継承する緑

上ノ郷城跡、竹ノ谷城跡、蒲形陣屋跡などの史跡や文化財と一体となった樹林地や社寺境内地の緑は、地域の歴史・文化を継承し、本市の歴史的風土を今に伝えます。

⑦多様な生物が生息する緑

山地や市街地および市街地周辺の里山林、社寺境内地の緑地、河川、海岸の水辺は、多様な動植物の生息・生育、移動のための貴重な緑です。

対象となる緑地 評価の視点	山地の樹林	島しょの樹林	丘陵地の果樹園	市街地の里山林・農地	海岸の水辺	河川	都市公園	公共施設緑地	社寺境内地	・文化財・天然記念物	街路樹
①都市の骨格を形成する緑	●		●		●	●					
②自然環境に恵まれた緑	●	●			●				●	●	
③農林業地を形成する緑			●								
④快適な生活環境を支援する緑							●	●	●		
⑤都市環境を維持・改善する緑				●	●	●					●
⑥歴史的風土を継承する緑									●	●	
⑦多様な生物が生息する緑	●			●	●	●			●		

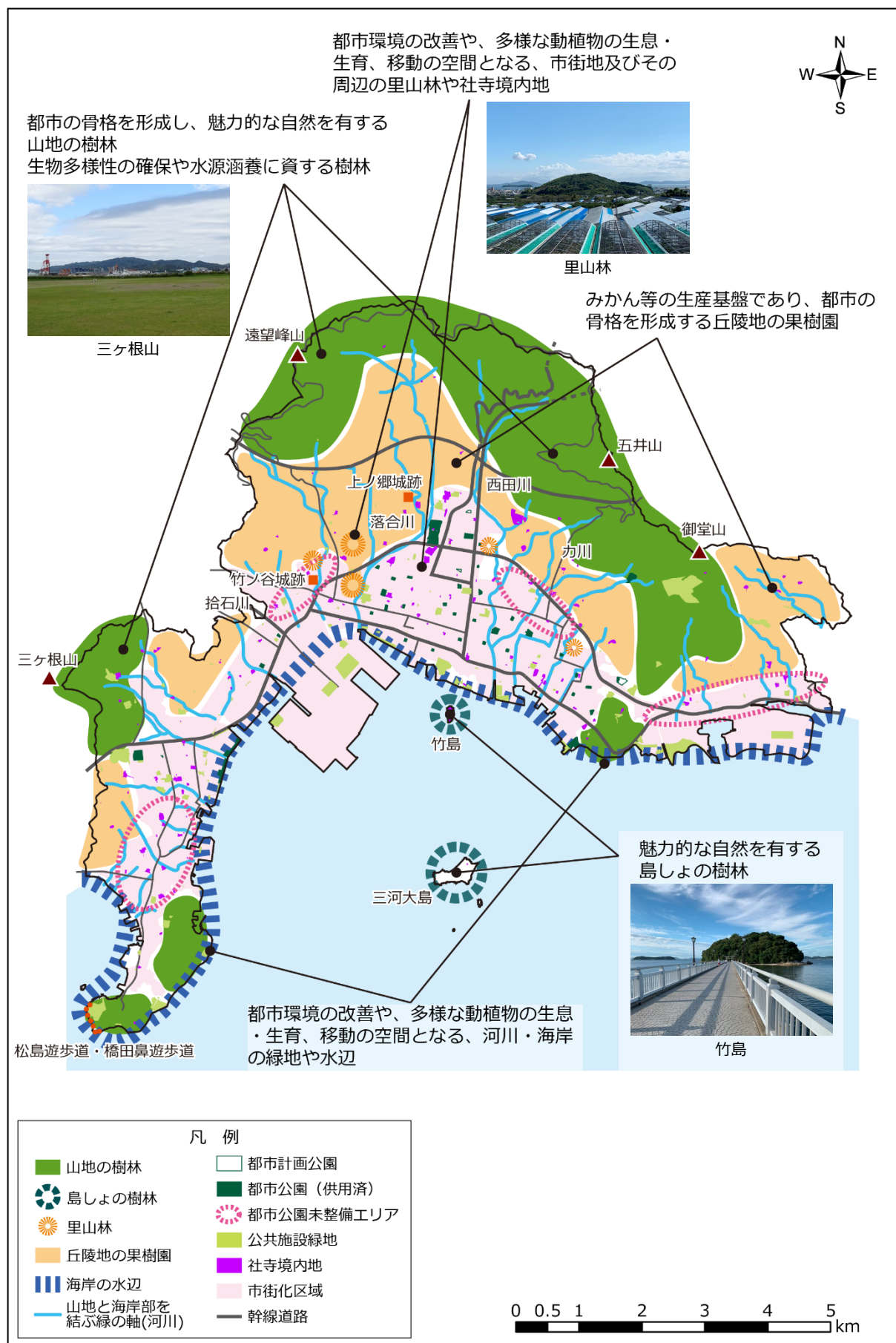


図 環境保全の視点による分析・評価の概要

(2) レクリエーションの視点による分析・評価

①幸福を実感できる緑

本市は、幸福や健康を高めるための要素（イネーブリングファクター）を明らかにする実証研究としてイネーブリングシティ WALK を実施しています。WEB アプリを使用して幸福（Happy）や健康（Healthy）を感じる場所を記録します。研究から得られた知見を参考にしつつウェルビーイングを実感できるまちづくりに取り組みます。

②自然とのふれあいの場となる緑

景勝地竹島をはじめとする国定公園、中央公園や三河湾沿岸の水辺は、自然体験活動、自然とのふれあいの場として活用されています。耕作放棄地は、市民農園として活用が望まれます。

③広域的なレクリエーションの場となる緑

中央公園、蒲郡緑地、公園グラウンド、とよおか湖公園、さがらの森、竹島園地、西浦園地、あじさいの里、三河湾沿岸の水辺は、レジャーやレクリエーションの場として、市内外から多くの人々が訪れています。近年一部の施設では、魅力が低下しているため改善の必要があります。

④身近なレクリエーションの場となる緑

街区・近隣公園は、平成 21（2009）年以降に土地区画整理事業地区内に 7 公園が整備されました。その一方で都市公園の整備が進展しない地域が存在し、配置に偏りが見られます。公共の福祉の増進や生活環境の向上のため、身近な公園の整備を進める必要があります。また、老朽化の進んだ都市公園では、施設更新を計画的に行っていく必要があります。

⑤ネットワークを形成する緑

広幅員の歩道で公園緑地を結ぶことによって、公園緑地の利便性が高まります。また、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」、「ウォーカブルなまちづくり」を進めていくために緑化された幹線道路や海岸・河川の水辺の歩行空間の整備が必要となっています。

対象となる緑地 評価の視点	規模の大きな公園緑地等						街区公園・近隣公園	児童遊園地等	国定公園園地	市民農園	海岸・河川の水辺	街路樹のある幹線道路
	中央公園	大塚海浜緑地	蒲郡緑地	公園グラウンド	とよおか湖公園	さがらの森						
① 幸福を実感できる緑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
② 自然とのふれあいの場となる緑	●	●			●	●			●	●	●	
③ 広域的なレクリエーションの場となる緑	●	●	●	●	●	●			●			
④ 身近なレクリエーションの場となる緑							●	●				
⑤ ネットワークを形成する緑											●	●

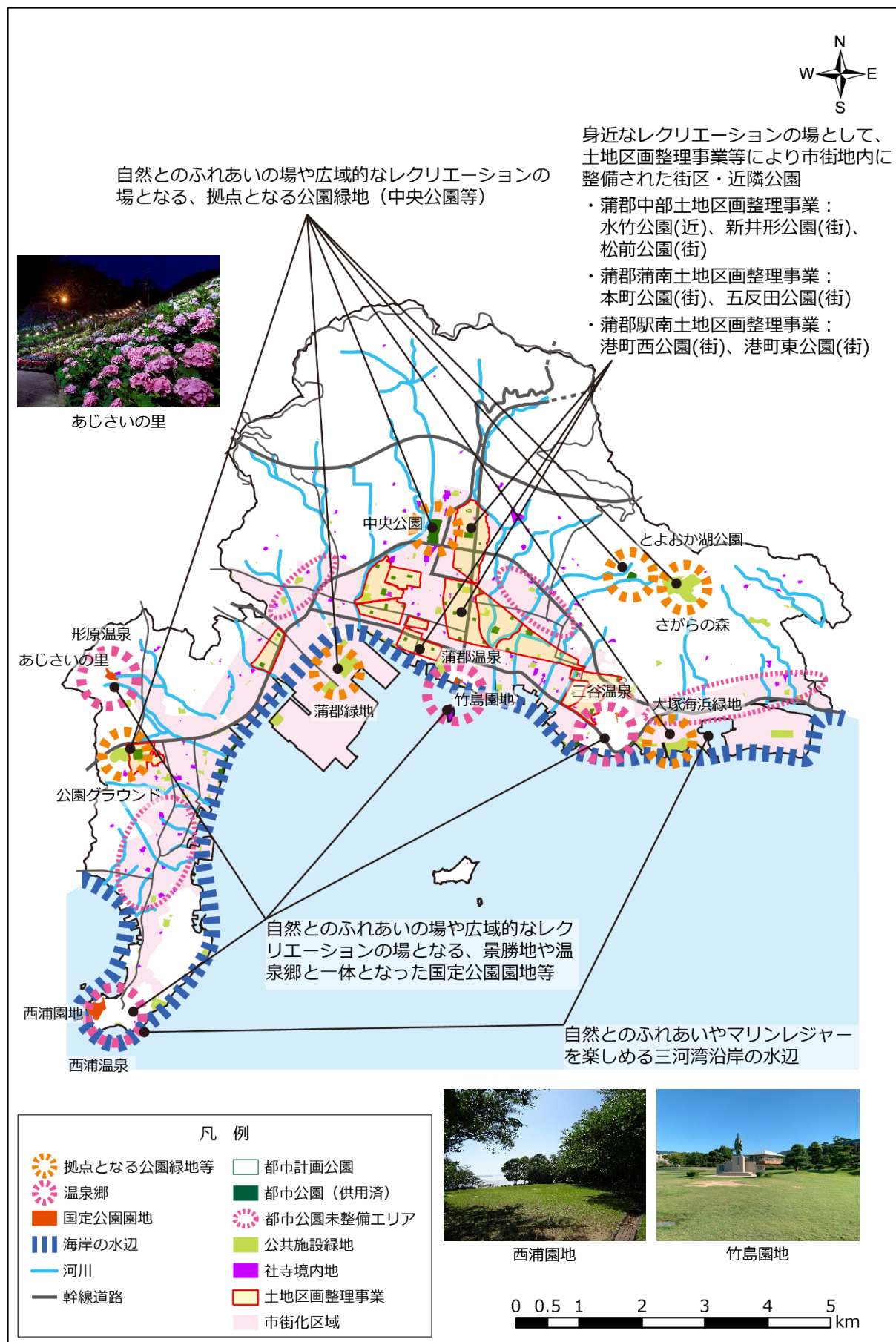


図 レクリエーションの視点による分析・評価の概要

(3) 防災の視点による分析・評価

①自然災害の軽減に寄与する緑

河川改修の防災対策を進め、台風や集中豪雨による水害被害の軽減を図ります。また、山地の樹林や丘陵地の果樹園、市街地内の農地は、保水機能を有しており、水害の軽減に寄与しています。都市間を結ぶ国道 23 号蒲郡バイパスの全線開通により、インターチェンジ周辺の土地では、農地以外の用途への転換が進むことが想定されます。

②市街地内の火災被害の軽減に寄与する緑

公園や幹線道路、河川などのオープンスペースは、火災被害を軽減する役割を有しています。古くからの街並みが残る地域では、これらのオープンスペースの確保が進まず、火災時に被害が拡大する恐れがあります。

③避難路、避難場所として機能する緑

小・中学校のグラウンドや都市公園は、緊急時の避難場所として、安全を確保するための重要なオープンスペースとなります。一方で樹木の大木化、老朽化が進みつつあり適切な更新が必要です。

対象となる緑地 評価の視点	山地の樹林	丘陵地の果樹園	市街地の都市公園	市街地の農地	小中学校のグラウンド	河川	緑化された幹線道路等
①自然災害の軽減に寄与する緑	●	●		●		●	
②市街地内の火災被害の軽減に寄与する緑			●			●	●
③避難路、避難場所として機能する緑			●		●		



図 防災の視点による分析・評価の概要

(4) 景観形成の視点による分析・評価

①郷土の景観を形成する緑

御堂山から三ヶ根山の山並みや丘陵地に広がる果樹園、竹島・三河大島などの島しょ、三河湾に面した海岸線は、本市特有の遠景を構成し、本市を代表する景観を形成しています。4つの温泉郷やラグーナ蒲郡地区は、周辺の緑地を含め観光のまちとして魅力ある景観を形成しています。

②地区の景観を支える緑

清田の大クス・無量寺の大クスなどの指定文化財と一体となった緑地や社寺境内地は、地域の生活や文化に根ざした景観を構成する緑地として親しまれています。双太山公園・水竹公園などの都市公園、街路樹で緑化されたオレンジロードやマリンロードなどの幹線道路、親水空間を備えた西田川や拾石川の水辺は、各地区の緑の拠点を構成する緑地として、その地区ならではの景観を形成しています。

③眺望点となる緑

地形が多層的に変化する本市には、市街地や三河湾を一望できる眺望点が多く存在します。遠望峰山や三ヶ根山、竹島からは、海や山並みを背景とした市街地を眺望することができます。

④ランドマークとなる緑

竹島、三河大島などの島しょは、本市の景観のランドマークとなる緑地であり、市民や観光客に親しまれています。

⑤都市景観の向上に寄与する緑

市街地内の都市公園、緑化された幹線道路は、まちなかに潤いを与え、都市景観の向上に寄与しています。

対象となる緑地 評価の視点	山地	島しょ (竹島、三河大島等)	丘陵地の果樹園	海岸線	河川	都市公園・緑地	温泉郷と一体の緑地	社寺境内地	指定文化財と一体の緑地	緑化された幹線道路
①郷土の景観を形成する緑	●	●	●	●			●			
②地区の景観を支える緑					●	●		●	●	●
③眺望点となる緑	●	●								
④ランドマークとなる緑		●								
⑤都市景観の向上に寄与する緑						●				●



図 景観形成の視点による分析・評価の概要

（５）緑の管理、市民参加の視点による分析・評価

①道路、公園の美化活動への市民参加

街路樹や街区公園の維持管理は、行政の対応だけでは困難な状況にあります。本市では、蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）を活用し、地域住民との協働による美化活動や植栽の管理を進めています。制度の周知や、市民団体や民間事業者が参加できる仕組みを作る必要があります。

②緑に関する活動への市民意識

市民アンケートでは、前回調査時より減少したものの、依然半数以上が緑の保全活動に関心ありと回答しています。その反面、参加意向については「参加したい」、「できれば参加したい」を合わせても 30%あまりで、関心の高さに比べて低い割合となっています。緑に関する活動についての情報発信や、市民が参加しやすい環境づくりが、参加意向の向上につながると考えられます。

③公園施設や街路樹の管理

供用開始から 40 年以上を経過した都市公園が多く存在し、施設や遊具の老朽化が進みつつあります。本市では、「蒲郡市公園施設長寿命化計画」（令和 3（2021）年 2 月）を策定し、計画的な維持修繕・更新を進めています。

街路樹に関しては、歩道幅の減少や落葉によって排水口が塞がれるなど、歩行者や沿道住民の障害となる事例が発生しています。また、管理面において、剪定の時期や頻度が課題となっております。

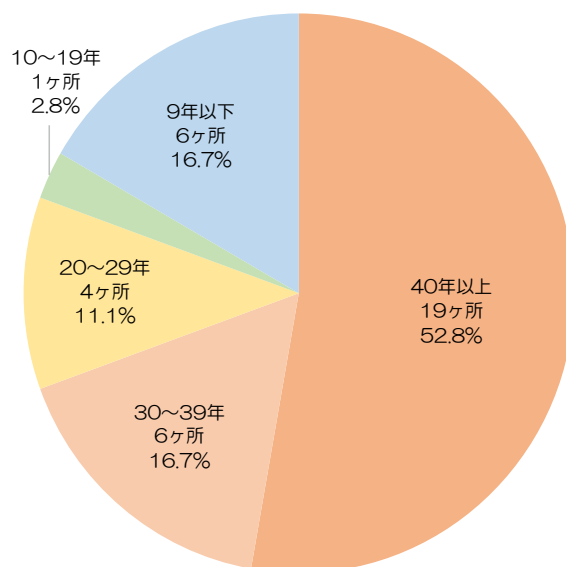


図 都市公園の供用年数別箇所数

2 前計画の進捗

(1) 緑のまちづくりの目標

前計画の進捗状況を整理します。

目標1：市街地の緑づくりを進め、まちなかの緑を豊かにします。

指標1：市街地の緑被面積

- 市街化区域および市街地中心部の緑被面積は、増加目標を設定しておりましたが、宅地化の進展に伴い減少しています。
- 市街化区域の緑被面積は約 70ha が減少しておりますが、減少を防ぐための根本的な対策は困難と考えられるため、今後は都市公園の整備や住宅地の緑化を進め、良好な住環境の維持を図る必要があります。

		平成 22 年	目標（令和 6 年）	現況（令和 5 年）
市街化区域	区域面積	2,051ha	2,069ha	2,058ha
	緑被面積	463.26ha	482ha	391.45ha
市街地中心部	区域面積	280ha	280ha	280ha
	緑被面積	36.35ha	45ha	31.33ha

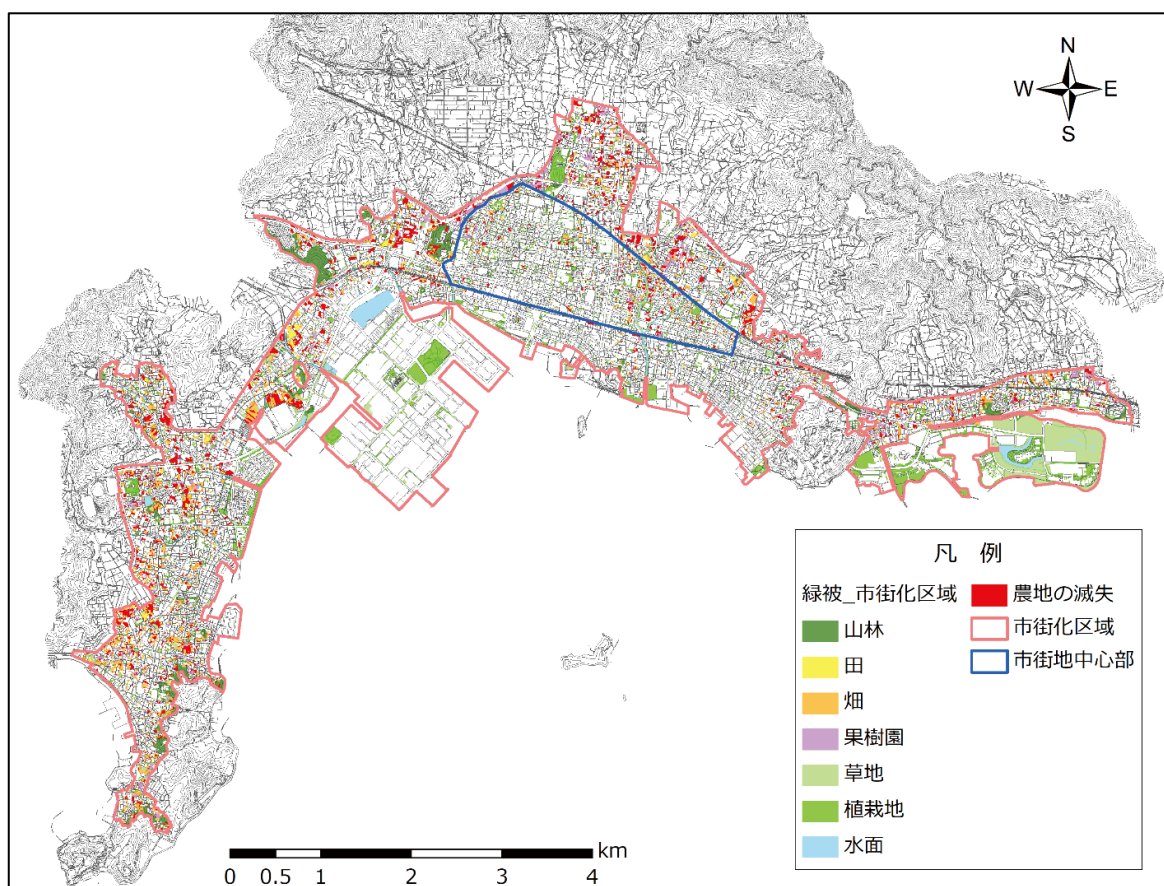


図 市街化区域内の農地の減失状況（平成 22 年－令和 5 年）

目標2：市民に親しまれる公園をつくります。

指標2：月1回以上利用している人の割合（公園の利用頻度）

- 月1回以上公園を利用している人の割合は、令和5（2023）年のアンケート調査では31%となり、平成22（2010）年に比べ約10ポイント減少しており、目標に対しても約20ポイント下回っています。
- 都市公園の新規設計時にはワークショップやアンケート調査を実施し、公園に対しての要望を聞き取り、公園整備を進めてきた結果、新設公園の利用者は多いものの、既設公園の利用者は低調となっています。今後、遊具やトイレなど施設の老朽化対策や雑草対策の実施、樹木を良好な状態に保つことで改善が図れるものと考えています。

	平成22年	目標（令和6年）	現況（令和5年）
一般	41.7%	50%以上	31.2%
中学生※	35.7%		

※中学生向けのアンケート調査は、令和5年では実施していない。

目標3：市民・事業者・行政が協働で緑のまちづくりに取り組みます。

指標3：蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の団体数・会員数

- 蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の登録数は、平成22（2010）年に比べ団体数は2倍に、会員数は約2.3倍に増加し、令和5（2023）年の団体数が目標値を下回ったものの、会員数は目標値を大きく超えています。一方で、活動実績が乏しい団体も見られるため、より参加しやすい活動の場の形成や活動の活性化が必要になります。

	平成22年	目標（令和6年）	現況（令和5年）
団体数	16団体	40団体	32団体
会員数	363人	600人以上	819人

(2) 基本施策の推進状況

①「緑をいかす」ための施策

「緑をいかす」ための施策は、おおむね実施中であり、今後も継続した取組が見込まれています。

海辺や河川の保全については、砂浜の再生や、河川改修の際に川底へ石や砂利を布設する取組が進められ、農地や樹林については、保全活動に対する補助事業が実施されています。

②「緑をつくる」ための施策

「緑をつくる」ための施策は、区画整理地域内で計画的に公園整備が進められるなど、おおむね実施中であり、今後も継続した取組が見込まれています。

安全で安心できる公園づくりとして、令和 2（2020）年度に公園施設長寿命化計画を策定し、施設の更新が計画的に実施されています。

③「緑をつなぐ」ための施策

「緑をつなぐ」ための施策は、おおむね実施中ですが、国道 247 号など幹線道路の緑化に関しての計画が見直され、ネットワークの形成に課題を残しています。また、河川沿いでのネットワークづくりについては、限定的なものにとどまっています。

海辺のネットワーク形成に関しては、海陽町など一部の区域で遊歩道の整備が行われており、東港まちづくりにおいて検討を進めています。

④「緑をはぐくむ」ための施策

「緑をはぐくむ」ための施策は、継続的な取組が進められていますが、今後の事業継続に課題のある施策もあります。

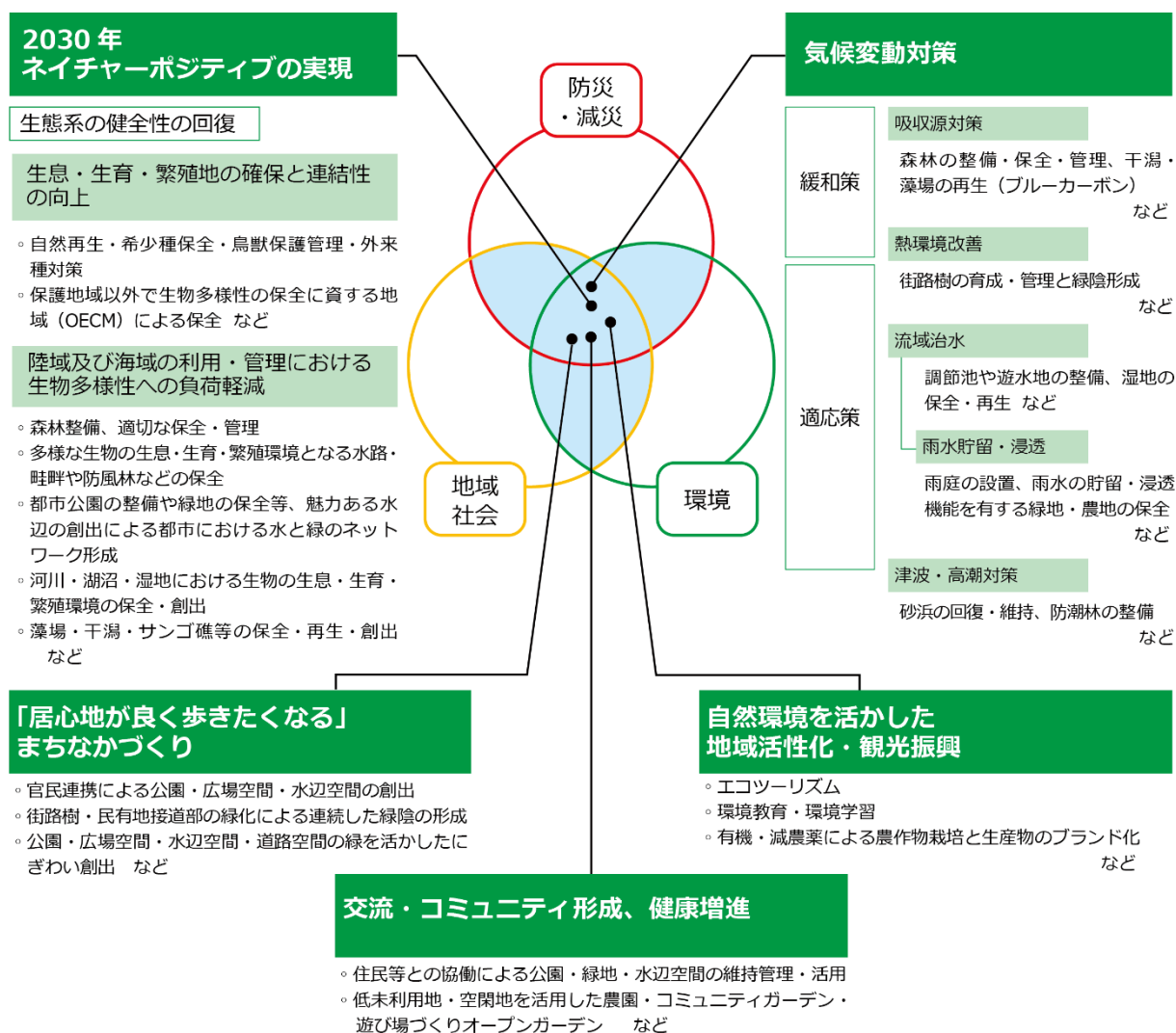
出前講座など啓発活動や緑に関する各種イベントは継続的に実施されていますが、アダプトプログラムについては、会員の高齢化などにより活動機会が減少しています。

3 緑をめぐる社会動向

(1) グリーンインフラの普及・拡大に向けた対応

グリーンインフラは、自然を社会資本整備やまちづくりなどに取り入れ、課題解決の基盤として自然が有する多様な機能を持続的に活用しようとするものです。国土交通省は「グリーンインフラ実践ガイド」（令和5（2023）年）を作成し、グリーンインフラの基本的な考え方や事業を進める上でのポイントなどを示しています。その中で示された取組や手法を活用し、自然豊かな環境で健康に暮らすことができるウェルビーイングを実感できる社会の実現に向け、グリーンインフラの普及・拡大が求められています。

《グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題と取組例》



出典：「グリーンインフラ実践ガイド」（国土交通省）

(2) 都市緑地法等の法改正への対応

様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法等が平成 29（2017）年に改正されています。

令和 6（2024）年の都市緑地法等の改正では、国による都市における緑地の保全等に関する基本方針の策定を義務づけたほか、民間事業者による緑地確保の取組に係る認定制度を創設するなど、民有地での緑地創出への支援を強化しています。

《都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の概要》



出典：国土交通省

(3) ウェルビーイングを実感できるまちづくりへの対応

人々の生活において、物質的な豊かさから心の豊かさや幸福を重視する意識が高まり、全ての人が身体・健康だけでなく、精神的、社会的にも満たされた“ウェルビーイング”を実感できる社会の実現が求められています。本市においては、専門部署を設置し、市民の健康増進を図るために「健康」を軸としたこれまでの健康施策の取組の充実に加え、「幸福」を軸として健康を高め、蒲郡に関わるすべての人々がウェルビーイングを実感できるまちづくりを推進します。さらには、市の計画や施策に、「健康」「幸福」の視点を盛り込み、市民が幸福感を感じながら健康で住み続けられるまち「イネーブリングシティ」の形成を目指します。

【ウェルビーイング（well-being）とイネーブリングシティ】

ウェルビーイング（well-being）とは、「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態」を表す概念です。

市民が幸福を感じながら健康で住み続けるまち「イネーブリングシティ」の形成を目指した都市緑化や都市公園の整備が求められます。

肉体的健康の向上	公園や緑地は、日常的な散歩や運動の場となり、肉体的健康の向上に寄与しています。
精神的健康の向上	公園や緑地にある自然環境は、ストレス軽減やリラックス効果など、精神的健康に寄与しています。
社会的つながりを強化	公園や緑地は、人々の交流の場となり、社会的なつながりの強化に寄与しています。

※イネーブリングシティとは、市内にある様々な幸福や健康を高めるための要素（イネーブリングファクター）を具現化・実装したまちのことで、暮らすだけで自ずとウェルビーイングを実感することができます。

(4) 地域活性化に向けた対応

人口減少や少子高齢化が進む中で、地域活性化の方策の一つとして関係人口の創出・拡大があげられます。この関係人口と呼ばれる地域外の人材は、地域づくりの担い手となる可能性を持ち、関係人口を増やすため地域の魅力発信や地域と触れ合う取組が行われています。

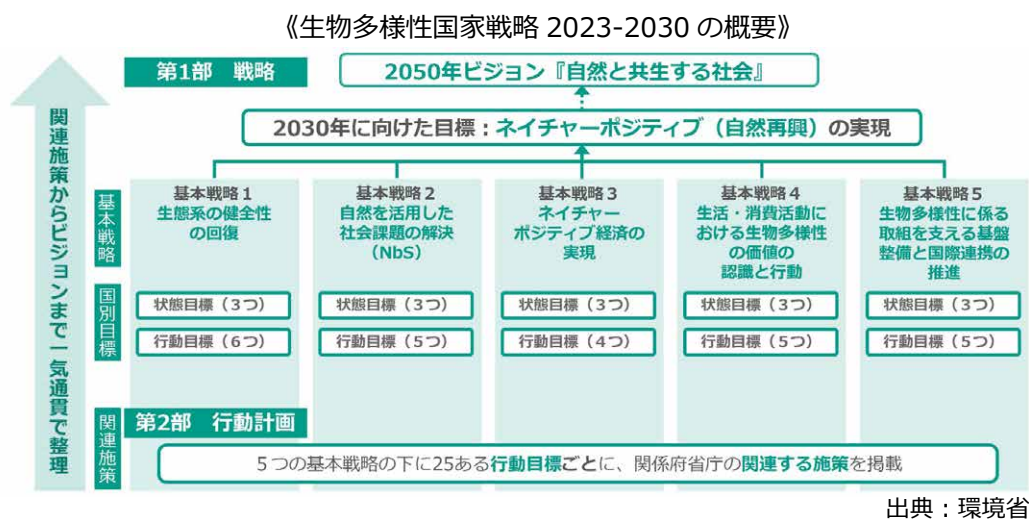
観光のまちである本市は、広域的な集客性を持つ海洋性レジャー・レクリエーション施設などが多数存在し、これらの施設は関係人口および交流人口の創出・拡大につながる重要な資源となっています。



竹島水族館

（５）生物多様性の保全に向けた対応

生物多様性基本法（平成 20（2008）年施行）に基づく生物多様性国家戦略を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組が行われてきました。令和 5（2023）年には、第 6 次にあたる「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組が進められています。



（６）脱炭素社会の実現に向けた対応

大規模な自然災害の増加、気候変動問題への対応が喫緊の課題となる中で、温室効果ガスの削減やカーボンニュートラルに関する取組が全国で進められています。

脱炭素社会の実現に向けては、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をグリーンエネルギー中心とするものへ転換するグリーントランスフォーメーション（GX）の取組を進めるため、国では「GX実現に向けた基本方針」をとりまとめ、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現するための方向性を示しています。

本市では、令和 3（2021）年 3 月の市議会において、令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするまち「ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けた取組を進めています。

(7) 持続可能な社会の実現に向けた対応

平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（意欲目標）と 169 のターゲット（行動目標）が掲げられており、緑の都市づくりの分野においても、その実現に向けて積極的に取り組んでいくことが期待されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs の 17 のゴール（意欲目標）

出典：国際連合広報センター



市制 70 周年記念事業
がまごおり景観作品コンテスト
市長賞 受賞作品

「お世話になったすべりだい」

塩津小学校 1 年
山本 実季 さん

4 緑に関する課題の整理

(1) 課題抽出の視点

近年市街地開発により樹林地や農地の緑は減少を続けるとともに、担い手不足により管理が行き届かない山林や遊休農地は増加傾向にあります。一方、土地区画整理事業が施行された市街地では公園整備が計画的に進められ、良好な住環境が整備されていますが、住宅が密集する既存市街地では一団のオープンスペースが少なく、公園の整備が困難な状況にあります。

公園や街路樹の管理に関しては、アダプトプログラムにより地域住民の協力を得ながら適切な維持管理に努めていますが、アダプトプログラム登録者の高齢化や維持管理に多額な経費を必要とするため、十分に行き届いているとは言い難い状況です。

本計画の改訂にあたり、前計画の基本理念である「緑をいかす」を「緑をまもる」に変更し、「緑をつくる」、「緑をつなぐ」、「緑をはぐくむ」の4つの視点を設定しました。

下記のフローチャートに従って、「緑の分析・評価」、「前計画の進捗」、「緑をめぐる社会動向」から4つの視点別に緑に関する課題を整理します。

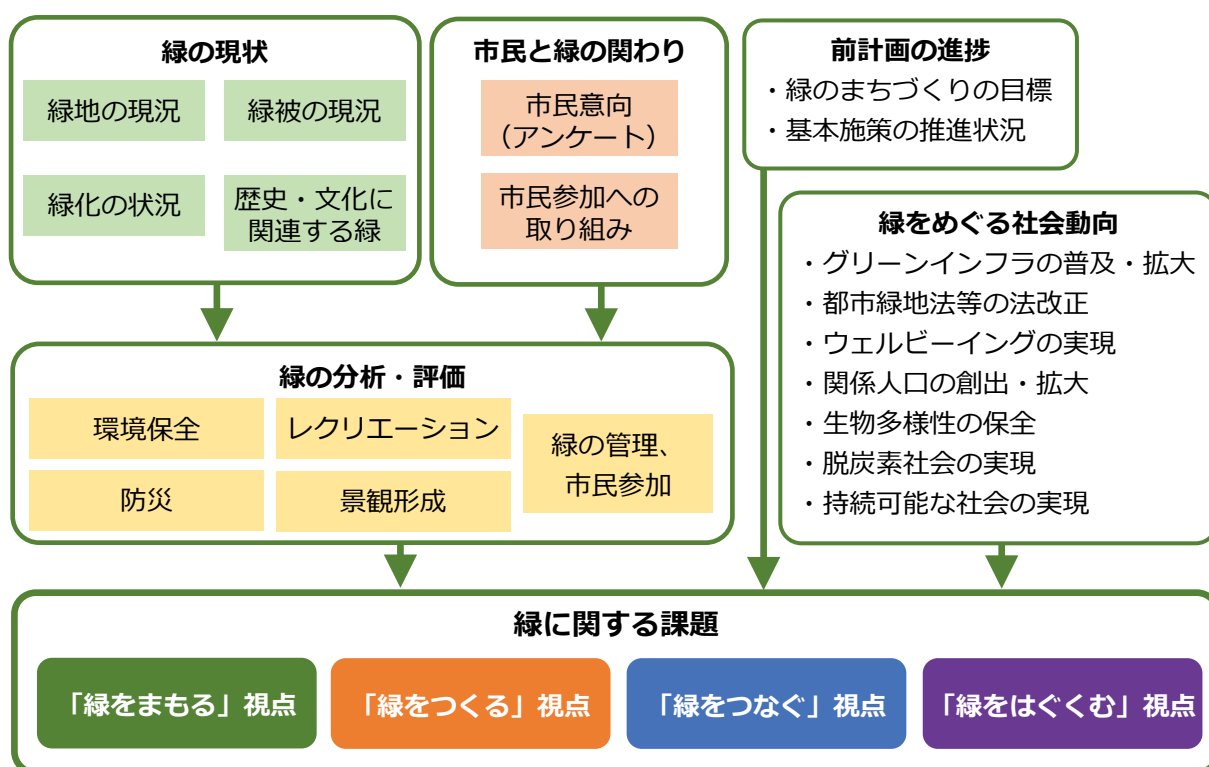


図 課題抽出の視点

(2) 緑に関する課題

『緑をまもる』視点からの課題

緑の分析・評価

- ・山地、丘陵地の樹林、果樹園などの農地は、本市の緑の骨格を形成し、生物多様性の確保や水源涵養などの機能も有し、緑豊かな環境の維持に寄与しています。
- ・市域の山林の面積は、平成 21(2009)年の約 1,942ha から令和 5(2023)年には約 1,930ha とほぼ変化なく、面積的には保全されています。しかし、多くの森林は手入れがされておらず、その面積は増大しつつあります。
- ・市街地を流れる河川は、山地と沿岸部を結び、市街地へ冷涼な大気を供給する機能を有しています。
- ・市域の農地(果樹園、田、畑)の面積は、平成 21(2009)年の約 1,015ha から令和 5(2023)年には約 918ha に減少しています。
- ・農業従事者の高齢化、後継者不足により遊休農地の増加が想定されています。
- ・国定公園に指定される御堂山から三ヶ根山の山並みや竹島、三河大島などの島しょは、本市を代表する遠望景観を形成する重要な要素となっています。

前計画の進捗

- ・砂浜の再生や、河川改修の際に川底を石や砂利を布設する取組など、海辺や河川の保全が部分的に進められています。
- ・農地や樹林の保全に係る活動に対して補助事業が実施されています。

緑に関係する社会動向・市民ニーズ

- ・環境変化に対する市民の意識が高まる中で、脱炭素や生物多様性に関する取組が進められています。
- ・アンケート調査では、緑豊かなまちと思うという回答の主要因として、山地や農地が多く上げられています。

課 題

- 遠望峰山をはじめ本市の山地や、三河湾に面した海岸の緑は本市の骨格であり、自然環境を維持するための重要な緑として保全を図る必要があります。
- 本市の山地では、森林の持つ多面的機能発揮のため、適切な森林整備が必要です。
- 丘陵地の果樹園などの農地は、地域の景観を特徴づけるとともに、多様な生物が生息・生育し、人と自然との共生の視点においても保全が必要です。
- 西田川、落合川、拾石川などの河川は、多様な生物の生息・生育地であり、身近に自然とふれあえる貴重な地域資源として、保全する必要があります。

緑の分析・評価

- ・市街地内の都市公園、公共施設緑地、社寺境内地は、市民に身近な緑を提供し、快適な生活環境の維持・向上に寄与するほか、徒歩圏内のレクリエーションの場となっています。
- ・中央公園、大塚海浜緑地、蒲郡緑地、公園グラウンド、とよおか湖公園、さがらの森は、広域的なレクリエーションの場となっています。
- ・森林や水辺と一体となった公園緑地は自然とふれあう場となっています。
- ・大塚、西浦中学校区では身近に都市公園の存在しない地域が広範囲に及んでいます。
- ・景勝地や温泉郷と一体となった国定公園園地は、自然とのふれあいの場や広域的なレクリエーションの場となっています。
- ・4つの温泉郷やラグーナ蒲郡は、観光のまちとしての代表的な景観要素であり、周辺の緑地を含めて魅力ある景観を形成しています。

前計画の進捗

- ・月1回以上公園を利用している人の割合は、令和5（2023）年のアンケート調査で30%余りであり、目標に対して約20%下回っています。
- ・区画整理地域内では計画的に公園整備が進められています。令和2（2020）年度に公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の更新を進めています。

緑に関係する社会動向・市民ニーズ

- ・市民が公園に求める機能も多様化し、住民ニーズに応えた公園の整備や、身近な緑の保全・活用の取組が求められています。

課題

- 市民が日常的に利用する公園緑地の整備と適切な施設更新を進め、利便性および魅力の向上を図る必要があります。
- 身近な公園緑地は、こどもの遊び場の確保や子育て世代の交流など、良好な生活環境に欠かせない必要な施設であるため、都市公園の不足する地域では対策を講じる必要があります。
- 市街地内の緑は、都市環境の改善や災害時の被害拡大防止など多様な役割を果たしており、公共空間や民有地において引き続き緑化を進める必要があります。
- 自然環境や景観への影響に配慮したまちづくりを行い、自然と調和した都市となるよう検討が必要です。
- 竹島から蒲郡駅にかけての一带では、本市の観光交流の拠点として、さらなる魅力の向上が必要です。

緑の分析・評価

- ・河川の水辺や緑化された幹線道路は、農地や海岸一帯からの冷涼な大気を運び、ヒートアイランド現象を緩和する機能を有しています。
- ・良好な歩行空間を整備し、歩きたくなるまちなかの形成が求められています。
- ・竹島周辺など海岸の緑地・水辺は、自然とのふれあいの場を提供するとともに、市民や観光客に親しまれ、緑のネットワークにも寄与しています。
- ・幹線道路の街路樹は、避難地まで安全に移動できる経路としての機能を有しています。

前計画の進捗

- ・幹線道路については順調に整備が進みつつあるが、緑化に関して計画が見直されています。
- ・サイクリングロードの整備などによる海辺のネットワーク形成については未検討となっています。

緑に関する社会動向・市民ニーズ

- ・地域活性化に向けて関係人口および交流人口の創出・拡大が求められており、広域的な集客性を持つ海洋性レジャー・レクリエーション施設などを活用した対応が必要です。

課 題

- 市外から本市への主要なアクセス道路では、緑化推進により、歩行の快適性の確保と魅力ある景観整備が必要です。
- 竹島周辺などの海辺では、観光・レクリエーションの場として、より魅力を高めていくため、緑を結ぶネットワークの充実が必要です。

緑の分析・評価

- ・森林や水辺と一体となった公園緑地、三河湾沿岸の水辺は自然体験活動や自然観察会、自然とのふれあいの場として活用されています。
- ・緑に関する活動について、情報の発信や参加しやすい環境づくりが十分ではありません。
- ・街路樹や街区公園は、維持管理に関する経費や人員の不足により行政のみでは十分な対応が困難な状況になりつつあります。
- ・都市公園では安全性や快適性の確保を行うため、公園施設長寿命化事業を進めています。
- ・平成 31（2019）年度に都市の魅力を高めるために、蒲都市景観計画を策定しています。

前計画の進捗

- ・アダプトプログラムは、平成 22(2010)年から約 10 年で、団体数は 2 倍の 32 団体に、会員数は約 2.3 倍の 819 人に増加しています。
- ・環境チャレンジなど環境学習の取組が進められています。

緑に関係する社会動向・市民ニーズ

- ・持続可能な社会の実現に向けて、公園施設の維持管理においても、戦略的、効果的な対応が求められています。
- ・都市公園法や都市緑地法等が改正され、「公募設置管理制度（Park-PFI）」が設けられるなど、民間の知恵や能力の活用による、公園の質や利用者の利便性の向上が求められています。
- ・人口減少や少子高齢化が進む中で、地域づくりなどの人材確保のため、関係人口の創出・拡大が必要です。

課 題

- 緑豊かなまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政で役割分担し、緑に関する情報提供や情報の共有を行い、協働・連携していく必要があります。
- 市民の緑への関心を高めるため、環境学習や自然体験活動などのイベントを継続・充実させることが必要です。
- 地域の緑づくりなどの担い手となり得る人材の確保に向けて、市内外の人への情報発信や交流に関する取組が必要です。
- 良好な都市景観を確保するため公園や街路樹を状況に合わせて計画的に管理する仕組みづくりが必要です。

第4章

緑の将来像と基本施策

- 1 緑の将来像・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
- 2 基本方針と基本施策・・・・・・・・・・・・ 5 4



1 緑の将来像

(1) 緑の将来像テーマ

東・西・北の三方を囲む山々、山裾のみかん畑、南に広がる三河湾、これらが織りなす自然景観は、県内有数の観光地でもある本市にとって非常に重要な資源となっています。こうした豊かな自然に囲まれるように市街地が形成され、中央公園をはじめとする公園や社寺境内林、幾筋もの河川の水辺などの身近な緑は、市民の暮らしにゆとりや潤いを与えています。

このような本市の特徴を踏まえ、山や農地などの緑を守り続けていく一方、市街地の緑については、適切な維持・管理や必要に応じた再整備を通じて質的な向上を図ります。そして、これらの取組を市民・事業者・行政が協働して進めることで、市民をはじめとする本市に関わるすべての人々がウェルビーイングを実感し、笑顔で交流・理解し、つながりあうまちを目指します。

本計画の「緑の将来像テーマ」を次のとおり設定します。

水と緑で笑顔がつながるまち がまごおり

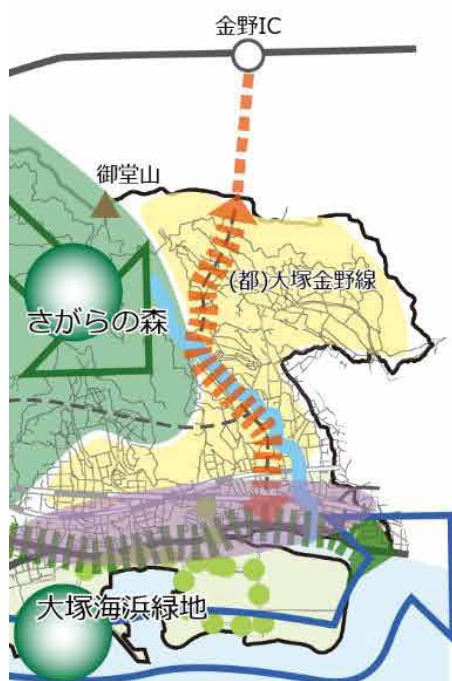


三河湾上空からみた蒲都市の姿

(2) 緑の将来像図

本市の目指すべき緑の将来像を、緑のまちを形成する山や農地の緑、三河湾沿岸や西田川、落合川の河川、緑化された主要道路からなる水と緑の軸、公園緑地や温泉地の緑の拠点から示します。





	山の緑	東西および北側を御堂山から五井山、遠望峰山、三ヶ根山に至る山地。環境保全に努めるとともに、レクリエーションの場として活用を図る。
	農地の緑	丘陵地に広がる果樹園などの農地。営農環境の向上や農地の保全を図る。
	市街地の緑	市街化区域。身近な公園緑地の整備や、公共施設や民有地の緑化により快適な生活環境の形成を図る。
	緑の拠点	レクリエーションや防災など様々な機能を有する公園緑地。市民が自然とふれあう場所として整備・充実を図る。
	産業と緑の調和推進エリア	広域交通の利便性を生かした国道 23 号バイパス IC 周辺エリア。産業用地としての土地利用と周辺環境との調和を図り、既存の自然環境（緑）の保全・維持に努める。
	公園整備重点エリア	都市公園等が不足するエリア。都市公園の重点的な整備を図る。
	観光交流創造エリア	観光・交流の中心となるエリア。観光地の魅力を高めるために緑化を推進する。
	緑の環境軸 (森林)	三河湾国定公園区域内の森林。樹林および生態系の保全を図る。
	水の環境軸 (海辺)	三河湾沿岸の水辺空間。三河湾に面した自然環境や景観、生態系の保全・保護を図る。
	緑の環境軸 (東西幹線道路)	国道 247 号バイパス沿道。公園緑地拠点をつなぐ幹線道路として、街路景観や沿道の農地景観の保全に努める。
	緑の環境軸 (南北幹線道路)	(都)本宿線、(都)竹谷柏原線、(都)大塚金野線。国道 23 号バイパスと市街地を結ぶ幹線道路として、街路景観および沿道の本市らしい農地景観の保全に努める。
	緑の環境軸 (主要道路)	市役所通などの主要道路。街路樹の適切な維持管理を図る。沿道の公共施設や民有地での緑づくりを促進する。
	水の環境軸 (河川)	西田川、落合川、拾石川などの河川。排水設備としての機能確保と自然環境、生態系の保全を図る。

2 基本方針と基本施策

本計画の将来像を実現するため、緑に関する課題を踏まえた 4 つの基本方針と各方針に沿った基本施策を設定し、体系的に緑のまちづくりを推進します。



基本方針 1 豊かな緑をまもり、次の世代へ継承します

五井山をはじめとする山地や丘陵地の果樹園、三河湾に面した海岸の緑や西田川、落合川、拾石川などの河川は、本市の緑の骨格を形成するとともに、多様な生物の生息・生育の場として重要な緑です。

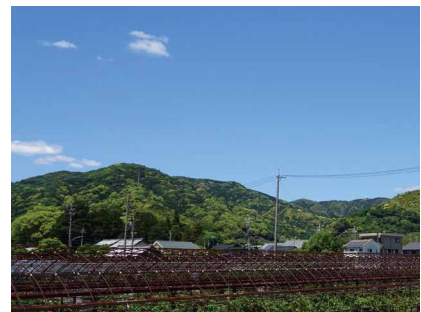
樹林や農地、河川などの本市を特徴づける緑は、今後も生物多様性に配慮した保全・活用に努め、緑豊かな環境を次世代へ引き継ぐことを目指します。

基本施策 1-1 樹林の保全・活用



◆法的制度の活用

- ・山林は、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止などの多面的機能を有する重要な存在です。蒲郡市森林整備計画に基づき、森林環境譲与税を有効活用し森林整備を進めます。
- ・三河湾国定公園の指定区域では、良好な自然環境や景観の保全を図るため、自然公園法に基づく許可・届出制度の適切な運用に向けて県との連携を図ります。
- ・「蒲郡の名木 50 選」の樹木、良好な景観の形成を図る上で重要な樹木については、景観重要樹木の指定や維持管理に対する支援制度を検討します。



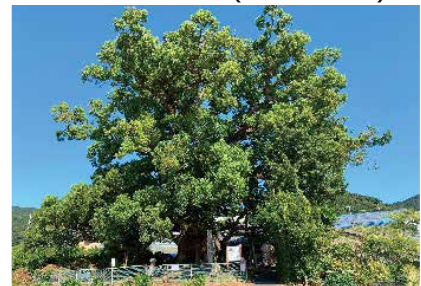
三河湾国定公園（遠望峰山）

◆保全活動の推進やレクリエーションの場としての活用

- ・農地と樹林が一体となった里山では、緑の大切さを伝え保全意識を高めるため、アサギマダラの飛来時期に合わせ、里山自然観察会を開催しています。市は、引き続き啓発活動を支援します。
- ・山地を、自然にふれあうことができるレクリエーションの場として活用するため、関係団体の協力を得ながら登山道の適切な維持管理に努めます。
- ・国指定の天然記念物である「清田の大クス」は、推定樹齢 1000 年の中部地方で最大のクスノキといわれています。かけがえのない財産であるクスノキを、市民や「清田の大クス愛好会」と協働で保全していくために、保存活用計画を策定します。



里山自然観察会(さがらの森)



清田の大クス

【森林環境税と森林環境譲与税】

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成 31（2019）年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」および「森林環境譲与税」が創設されました。

「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で按分して譲与されており、間伐等の「森林の整備に関する施策」と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。



市制 70 周年記念事業
がまごおり景観作品コンテスト
最優秀賞 受賞作品

「大きな清田の大クス」

蒲郡東部小学校 2 年
増田 楓葉 さん

基本施策 1-2 農地の保全・活用



◆ 営農環境の向上

- ・市街化調整区域の農地では、生産性の向上と魅力ある営農環境づくりに向け、土地改良事業を推進し、農業生産基盤の充実に努めます。
- ・「農業農村多面的機能支払事業」制度を活用し、農道や用排水路の維持管理や遊休農地の再生利用を推進し、担い手農家へ集中する作業負担を地域ぐるみで軽減していきます。
- ・有害鳥獣による農作物への被害が発生しており、被害防止策として広域的なワイヤーメッシュの設置、防御用施設購入費の一部補助を引き続き行っています。また、有害鳥獣捕獲において、高齢化に伴う捕獲従事者の減少が課題となる中で、捕獲従事者の負担軽減を図るため、ICT等の技術を積極的に導入していきます。



ほ場整備(西迫西地区)

◆ 環境に配慮した農業の推進

- ・農業生産と環境保全の調和を図るため、農薬低減を目的とした害虫防除に対する支援の充実に図ります。

◆ 食育や農業体験の推進

- ・地元農産物の学校給食への活用や、イベントでの地元農産物の販売を通じて、地元農産物の食育への活用や地産地消を推進することで流通経費や環境負荷の軽減を図ります。
- ・遊休農地では、草木が生い茂り周辺環境に悪影響が生じます。土地所有者に対し、体験農園や観光農園、市民農園としての利活用を働きかけ、農業とふれあえる観光・レクリエーションの推進を図ります。



月田市民農園

基本施策 1-3 水辺の保全・活用



◆海辺環境の保全・活用

- ・近年、本市の海岸において漂着物による被害が発生していることから、県が定めた「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸漂着物対策を推進し、良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海辺環境の保全に努めます。
- ・竹島園地や海陽町の海岸では、春と秋に官民協働で環境美化活動を実施し、ごみ散乱防止に引き続き取り組めます。
- ・年間を通じて多くの観光客が訪れる竹島園地や西浦園地では、「あいち森と緑づくり事業」制度を活用した市民参加による芝や松の管理を行い、海辺の良好な景観づくりに努めます。
- ・海辺の魅力を高めるために、SUP（サップ）などマリンスポーツに触れるイベントの開催や、海辺のレクリエーション活動に対して支援します。



環境美化活動



SUP（サップ）体験

◆河川などの良好な水辺環境の保全

- ・良好な水辺景観の維持や親水空間の確保のため、県と連携し、河川・水路沿いでの定期的な草刈を行い適切な維持管理に努めます。
- ・ため池は、農業用水の確保に留まらず、生物の生息・生育の場所や降雨時の雨水を一時的に貯留する洪水調節機能を有しています。本市では、ため池の水辺環境保全のため、地域住民や事業者と協働で定期的な草刈を実施します。
- ・河川の良好な水質保全を図るため、引き続き公共下水道整備事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及・促進を支援します。



草刈の様子(拾石川)

基本方針 2 特色ある緑をつくり、まちの魅力を高めます

公園や緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場となるほか、良好な生活環境の形成や、災害時の安全性の確保など、様々な役割を有しています。また、市街地の緑は、市民の生活に潤いと安らぎを与え、美しい都市景観を創出します。

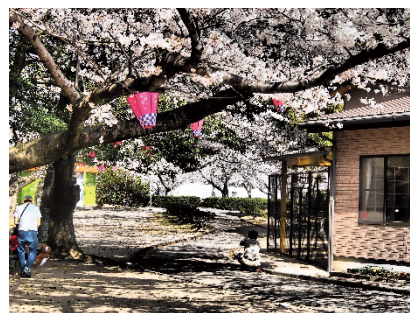
市街地の緑には多様な役割が期待されており、本市の豊かな自然や観光資源を活かした緑の創出と、さらなる魅力向上を目指します。

基本施策 2-1 多様なニーズに応える 公園づくり



◆公園緑地の魅力向上

- ・緑の拠点である中央公園では、桜の開花時期に行うライトアップ事業や、イベント会場としての活用により、利用者数増加や魅力を高める取組を推進します。その上で、多様化する市民ニーズに応えるため公園の再整備を検討します。
- ・蒲郡緑地は、臨海部に整備された緑の拠点です。近年、施設の老朽化や大木化した樹木の管理について、市民から多くの意見が寄せられています。今後、施設の在り方について、管理者である県と協議を進めます。
- ・蒲郡駅から竹島までの「東港地区」は、他のエリアを有機的に結ぶ重要な場所であり、魅力ある空間形成が求められています。本市は「東港地区まちづくりビジョン」を策定し、市民や訪れる人々にとって心地よい場所となるよう、自然や景観に配慮したまちづくりを進めます。



中央公園

◆地域の自然的・歴史的資源の活用

- ・「さがらの森」は、自然に触れあうことのできる身近な里山であり、キャンプやハイキングなどのレクリエーションの場として活用されています。自然観察会や環境学習の場として活用されるよう、市民活動団体などとの連携に努めます。

- ・「上ノ郷城跡」や「蒲形陣屋跡の土塁」は、戦国時代・江戸時代の歴史を今に伝える貴重な遺構です。風土と緑が調和した環境を保全するとともに、維持管理に関する取組の支援や魅力を高めるための方策を検討します。



上ノ郷城跡

◆公園の新規整備と再編

- ・蒲郡中部土地区画整理事業では、事業の進捗にあわせ、周辺の居住環境と調和した都市公園づくりを計画的に行います。
- ・都市公園の計画に際し、アンケート調査やワークショップを実施し、地域ニーズを反映した公園整備を行います。また、誰もが分け隔てなく、楽しさを共有することのできるインクルーシブデザイン遊具の導入や、周辺の自然環境を活かした公園整備を検討します。
- ・都市公園の不足する大塚地区、形原・西浦地区などでは、身近な公園の整備のため、公共施設再編により生じた用地での公園整備や無償借地公園制度の導入を検討し、蒲郡市立地適正化計画の居住誘導施策の視点から公園配置を計画します。
- ・児童遊園地などの一部の施設では、利用率低下や管理の担い手不足が問題となっています。今後は人口減少時代を見据え、必要に応じて設置数や施設の見直しを検討します。



水竹公園



公園ワークショップ

◆安全・安心な公園づくり

- ・都市公園は、震災など緊急時の安全を確保するための重要なオープンスペースとなります。災害に備え、地域の防災活動の一助となる多目的に利用可能な東屋および防災道具を収納するベンチの整備を検討します。
- ・遊具やベンチなどの公園施設について、市民から老朽化に対する意見が数多く寄せられています。本市では、公園施設長寿命化計画に基づき計画的に施設の補修・更新を行い、安全で安心して公園



収納ベンチ(新井形公園)

を利用できるように努めます。

- ・排水路、河川への流入量の低減を図ることを目的に、都市公園内では、保水性舗装や雨水貯留浸透施設の整備を検討します。

基本施策 2-2 公共施設での緑づくり



◆公共施設での緑づくり

- ・庁舎や学校、保育園などの公共施設では、既存の植栽の管理および育成に加え、駐車場や敷地外周の緑化に取り組むことで、地域の環境向上に努めます。
- ・公共施設敷地内の古木、大木については、倒木による事故を未然に防ぐため管理方法を検討していきます。

基本施策 2-3 民有地での緑づくり



◆市民による緑づくり

- ・蒲郡市なんでも出前講座や植樹祭の開催、緑化木の配布を通じて、緑化に対する意識醸成を図りつつ、民有地における緑化活動を推進します。



緑化木配布

◆法的制度を活用した緑づくり

- ・「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく緑化事業助成金交付制度により、駐車場の芝生化や居住敷地内の緑化を促進し、緑豊かな都市空間の形成を推進します。
- ・工場新設時には、工場立地法に基づく緑地面積率を踏まえた緑地整備を事業者に義務付け、工場周辺環境を保全するとともに、産業振興と環境保全が両立した緑化を推進します。



緑化事業助成金活用例

基本方針 3 緑地や水辺をつなぎ、水と緑のネットワークを形成します

市街地に面した河川や海岸の緑地・水辺は、自然とのふれあいの場や街並み景観の構成要素として機能しています。また、緑化された幹線道路は、人々の快適な歩行空間としての役割を果たしています。

山地や公園の緑を河川・海岸の水辺や道路でつなぐことにより、市民や観光客が緑とふれあいながら、快適に移動できるネットワークの形成を目指します。

基本施策 3-1 道路や河川による 水と緑のネットワーク形成



◆主要道路や河川での水と緑のネットワークづくり

- ・ 国道 23 号蒲郡バイパスの全線開通により市街地の交通量の増加が見込まれます。
（都）名豊線（一般国道 247 号中央バイパス）、（都）本宿線（オレンジロード）、
（都）竹谷柏原線、（都）大塚金野線では、道路種別および規格に準じて街路樹の植栽・維持を行い快適な道路空間を整備するとともに、その沿道では本市の良好な景観の保全を図ります。
- ・ 西田川や拾石川をはじめ市街地を流れる河川では、良好な水辺空間の維持に努めます。

◆快適な歩行空間の確保

- ・ （都）衣浦蒲郡線に植栽されているイチヨウは、まちの景観の向上に寄与しています。一方で、落ち葉の処理や枝が車両や歩行者の通行の支障となっています。街路樹の定期的な剪定を行い、適切な維持管理に努めます。また、その他の街路樹が植栽された道路についても同様の取組を行います。



街路樹剪定

基本施策 3-2 海辺をつなぐ緑づくり



◆(仮)臨海部緑地帯の形成

- ・竹島周辺から春日浦地区までの臨海部には、竹島ふ頭緑地、北浜公園、春日浦公園などの公園緑地が連続的に配置され、周辺住民が日常的に利用しています。一方で、浜町埋立地の工業区域に立地している蒲郡緑地は、市民が日常的に使うことは難しい状況にあります。今後、市民の公共の福祉の増進を図ることを目的として、蒲郡緑地の機能の一部を再編の上、臨海部への配置を検討します。また、海辺の良好な景観形成および沿岸部の住環境向上に向け、各施設を所管する関係機関と協議・検討します。

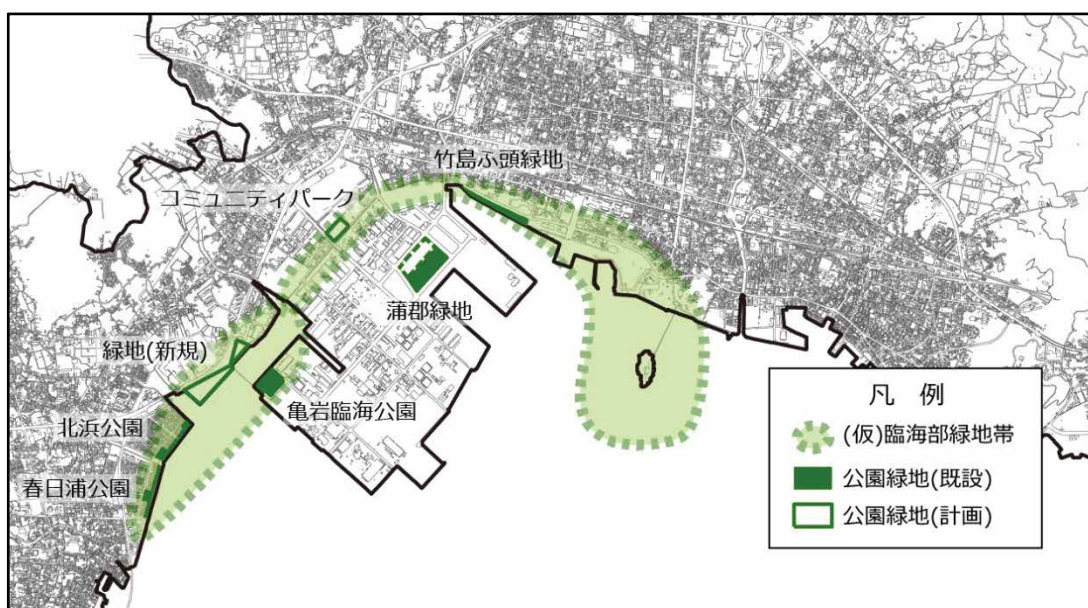


図 (仮) 臨海部緑地帯の位置

◆海辺の散策路づくり

- ・三河湾に面した海辺では、海と陸の景観を楽しみながら散策できる魅力的なエリアとなっています。遊歩道の適切な維持管理を行い保全に努めます。



松島遊歩道

基本方針 4 緑を守り育てる心をはぐくみ、協働のまちづくりに取り組みます

市民一人ひとりが緑への愛着を深め、豊かな緑を守り育てる様々な活動に主体的に取り組むことが必要です。

そのため、環境学習や自然体験活動、緑とふれあえるイベントの継続・充実を図ります。また、公園や街路樹の管理を、市民・事業者・行政が担う、協働のまちづくりを目指します。

基本施策 4-1 緑を愛する意識醸成



◆緑を守るボランティアの育成

- ・ボランティア活動への参加意欲の向上や参加者の裾野を広げるため、植樹祭や蒲郡市なんでも出前講座への参加・交流を通じて緑に対する意識醸成を図りつつ、活動に対して支援を行います。

◆緑の学び場づくり

- ・小学校では、自然体験学習や三河湾環境チャレンジを通じて、自然や緑の大切さを直に学ぶ活動を引き続き実施します。
- ・小学校や中学校では、農作物の栽培や花の育成を通じて、緑について学ぶ機会を設けていきます。
- ・さがらの森の里山自然観察会では、緑の専門家から自然に関して学び、参加者自ら自然について興味・関心をもってもらえるような取組を引き続き行います。



自然体験学習(三谷東小学校)

◆緑づくりに関する情報発信

- ・美化活動や自然観察会を通して、市民や事業者の緑づくり活動への関心を高めます。加えて、活動への参加を促進するため、ホームページや広報、SNSを活用して活動内容や支援制度に関する情報提供に努めます。
- ・「愛・道路パートナーシップ事業」は県、市および市民や企業の団体の3者が協力して行う県管理の道路の清掃活動です。県は道具の貸与・ボランティア保険の加入、市はゴミの回収・処理を支援します。これらの取組について自治会へ説明・呼びかけを行い、環境美化活動を推進します。

◆緑に関する意識の啓発

- ・さがらの森では、自然の緑や公園の緑に対する関心を高めるために、各団体が協働して森の文化祭を開催しています。また、都市公園において植樹祭を開催し、公園に対して愛着を持ってもらえるように取り組みます。引き続き、これらの緑に関する活動を支援・推進します。
- ・緑づくりに関する市民のボランティア活動や事業者の社会貢献活動、また各種イベントに参加する市民団体の情報について、ホームページや広報、SNSを活用して発信に努めます。
- ・市民の緑づくり活動を支援するため、ガーデニングや家庭菜園に関する講習会の開催や、蒲郡市なんでも出前講座の利活用を働きかけます。



森の文化祭 in さがらの森

基本施策 4-2 協働・連携による緑のまちづくり



◆協働・連携の仕組みづくり

- ・都市公園内の飲食店、売店など公園施設の設置・管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）の導入を検討します。
- ・公園運営については、市民・事業者・行政の話し合いにより管理方法や利用ルールを決め、協働による運営を推進します。
- ・市街地の樹木・樹林の保全・美化活動については、道路の愛護活動やアダプトプログラムを通じて、市民や市民団体の保全活動を支援します。

◆緑づくりへの支援の充実

- ・道路や河川、公園において、地域住民などが自主的に行う緑づくり活動に対し、作業に必要な物品を提供し、活動を支援します。
- ・ボランティア団体や地域住民による林道や農道の維持管理活動に対して、継続的な活動が行われるよう、燃料費の補助や資材の提供を行います。



＜基本施策において対象とする緑＞

1-1 樹林の保全・活用

山林

1-2 農地の保全・活用

農地

1-3 水辺の保全・活用

河川 海岸の水辺

2-1 多様なニーズに応える公園づくり

緑地の拠点 都市公園(供用済) 都市公園(計画) 都市公園の不足する地区

2-2 公共施設での緑づくり

市全域

2-3 民有地での緑づくり

市全域

3-1 道路や河川による水と緑のネットワーク形成

主要道路 河川

3-2 海辺をつなぐ緑づくり

(仮)臨海部緑地帯 海岸の水辺

4-1 緑を愛する意識醸成

市全域

4-2 協働・連携による緑のまちづくり

市全域

図 基本施策位置図

第5章

緑化重点地区における取組

- 1 緑化重点地区の設定…………… 69
- 2 緑化重点地区における取組…………… 70



1 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第8号の規定に基づき定められた緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を示しています。緑化重点地区では、公園整備や、公共施設・民有地の緑化などに関する施策を推進します。

緑化重点地区の設定にあたっては、以下の視点に基づき地区の選定を行い、「港町・竹島地区」、「水竹地区」「大塚地区」「形原・西浦地区」の4地区を設定します。

緑化重点地区設定の視点	港町・竹島地区	水竹地区	大塚地区	形原・西浦地区
駅前等都市のシンボルとなる地区	○			
緑の少ない住宅地		○	○	○
都市の風致の維持が特に重要な地区	○	○		
防災上緑地の確保および市街地における緑化の必要性が比較的高い地区			○	○

参照：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」（日本公園緑地協会）

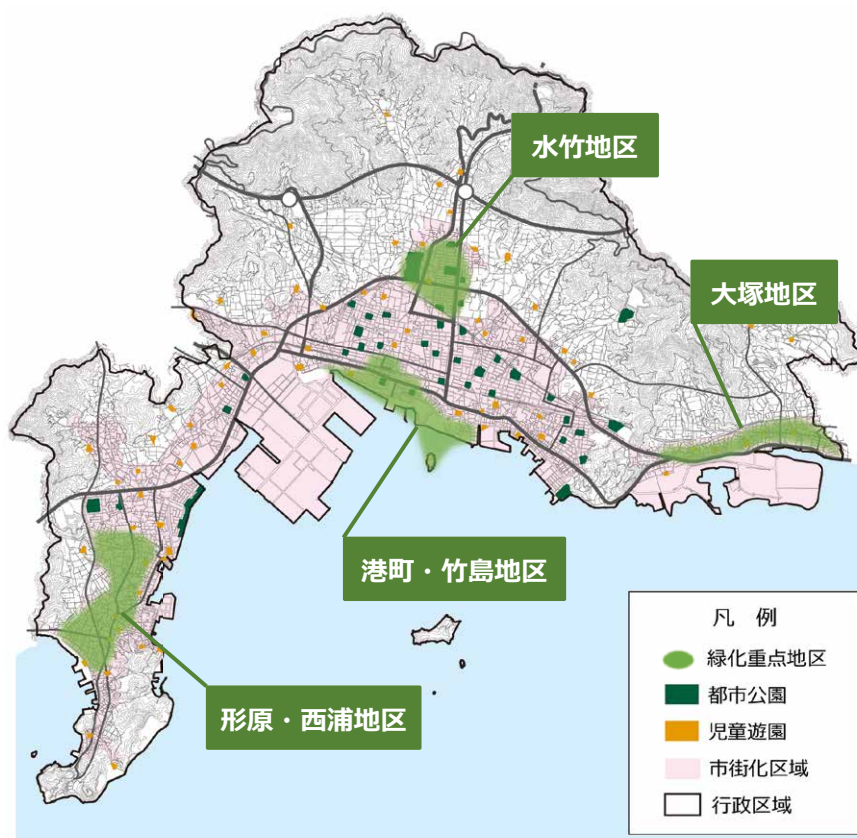


図 緑化重点地区の位置

2 緑化重点地区における取組

■港町・竹島地区（東港地区）

地区の概況	・ 主要駅である蒲郡駅、本市の観光のシンボルである竹島、蒲郡市民会館、竹島水族館、生命の海科学館などの文化・観光施設が立地し、年間を通じて多くの市民や観光客が訪れます。 ・ 観光地竹島周辺では、蒲郡市景観計画の景観重要建造物に指定された蒲郡クラシックホテルと竹島橋や、八百富神社の境内林、歴史ある景観が多く存在しています。 ・ 蒲郡駅と竹島周辺を結ぶマリンロードでは、良好な歩行空間が整備されています。 ・ 竹島ふ頭周辺では、誰もが日常的に訪れたいくなる「居心地の良い」まちづくりが進められています。 ・ 蒲郡駅北地区（駅前広場周辺）では、再開発事業により新たなまちづくりが進められています。また、蒲郡駅北地区（宝町地区）では、多様化する市民ニーズに対応するため、図書館機能、ホール機能、生涯学習センター機能を核とした複合施設整備を検討しています。
地区の課題	・ 蒲郡駅周辺と竹島地区の間を快適に回遊できる道路空間の整備が必要です。 ・ 竹島園地周辺では、観光資源や歴史・文化的資源、自然環境を活かしたまちづくりが求められています。 ・ 蒲郡駅北地区では、多くの人が訪れる本市の顔として、良好な都市景観を備えたまちづくりが求められています。
緑に関する取組	・ 蒲郡駅から竹島ふ頭に至る（都）蒲郡港線では、「歩行者利便増進制度（ほこみち）」などによる道路空間利活用の検討を進めます。 ・ 竹島ふ頭周辺の海岸沿いへ、東港地区におけるまちの骨格となる新しい緑を配置します。 ・ 多くの人が訪れる竹島園地では、あいち森と緑づくり事業を活用し景観保全を図ります。 ・ 竹島地区の海岸では、協働による清掃活動を行い、観光地におけるごみの散乱を防止し環境美化を図ります。 ・ 蒲郡駅北地区で行われる再開発事業や公共施設再編事業では、適切な緑を配置し良好な景観を備えた居心地の良い都市空間の形成を進めます。

■水竹地区（蒲郡中部土地区画整理事業周辺地区）

地区の概況	・蒲郡中部土地区画整理事業に伴い、水竹公園、新井形公園、松前公園が整備済みです。今後、一沢公園、千丸公園の整備が計画されています。 ・市内で最も大きな都市公園である中央公園があります。 ・アンケート調査では、市内で好きな緑を「中央公園などの大きな公園」と回答した割合が40%を超えています。 ・国道23号蒲郡バイパスの全線開通により、市街地を結ぶ（都）本宿線（オレンジロード）での交通量の増大が見込まれます。
地区の課題	・住環境向上のため、都市公園の計画的な整備が必要です。 ・多くの市民の憩いの場である中央公園は、施設の老朽化により魅力度が低下しています。 ・交通量増大により、オレンジロード沿道の住環境への影響が懸念されます。 ・街路樹の適切な管理が求められています。 ・宅地化の進展により、大雨降雨時の排水施設への負荷が高まります。
緑に関する取組	・都市公園および緑地の整備を計画的に行うことで住環境の向上を図ります。 ・都市公園では、雨水を一時的に貯留するブロックや緑地を整備することにより、周辺の排水施設への負荷の低減を図ります。 ・（都）本宿線（オレンジロード）に植栽されたケヤキを適切に管理することで、美しい道路景観の維持、住環境の向上を図ります。 ・中央公園では、魅力度の向上を図るために、今後、公園の施設配置の変更や遊具および施設の見直しの検討を進めます。

■大塚地区

地区の概況	・住宅地が密集し、小規模な農地や空地が点在しています。 ・身近に利用可能な都市公園が存在せず、東大塚児童遊園地や平原チビッコ広場などが点在しています。 ・アンケート調査では、緑が豊かなまちと思わない理由を「身近に公園がないから」と回答した市民が、全市平均の約18%に対し、大塚中学校区では約40%となっています。 ・大塚中学校区では、小学校などの公共施設再編が進められます。
地区の課題	・当地区は、既に市街地が形成されていることから、新たに都市公園の用地を確保することが困難となっています。 ・市街地内に残る緑の保全が求められます。 ・緑地やオープンスペースが不足しています。
緑に関する取組	・蒲郡市立地適正化計画の居住誘導の視点から、都市公園の適地を選定します。 ・公共施設再編に伴い、生み出された土地の公園用地としての活用を検討します。 ・適正な公園の配置を進めるため、無償借地公園制度の活用を検討します。



市制70周年記念事業
がまごおり景観作品コンテスト
市長賞 受賞作品

「今年もきれいなあじさいの里」

塩津小学校4年
松下 美寧 さん

■形原・西浦地区

地区の概況	・住宅地が密集し、小規模な農地や空地が点在しています。 ・人口の高齢化が進行していますが、高齢者が身近に利用できる公園などはありません。 ・身近に利用可能な都市公園が存在せず、知柄児童遊園地や馬場チビッコ広場などが点在しています。 ・アンケート調査では、緑が豊かなまちと思わない理由を「身近に公園がないから」と回答した市民が、全市平均約 18% に対し、形原中学校区・西浦中学校区では 30% を超えています。 ・西浦中学校区および形原中学校区では、小学校などの公共施設再編が進められています。
地区の課題	・当地区は、既に市街地が形成されていることから、新たに都市公園の用地を確保することが困難となっています。 ・市街地内に残る緑の保全が求められます。 ・緑地やオープンスペースが不足しています。
緑に関する取組	・蒲郡市立地適正化計画の居住誘導の視点から、都市公園の適地を選定します。 ・公共施設再編に伴い、生み出された土地の公園用地としての活用を検討します。 ・適正な公園の配置を進めるため、無償借地公園制度の活用を検討します。

第6章

緑のまちづくりの実現に向けて

1 緑のまちづくりの目標……………	77
-------------------	----



1 緑のまちづくりの目標

本計画では、基本施策の実施による緑の将来像の達成状況を把握するため、以下の数値目標を設定しました。これらの目標値の向上に取り組むことで、緑の将来像「水と緑で笑顔がつながるまち がまごおり」の実現を目指します。

目標1：市域に占める緑地の割合

施設緑地と地域制緑地を合わせた緑の総量を示す指標です。今後、産業地の拡大に伴い森林や農地の減少が想定されますが、法制度の適切な運用や農業振興により森林や農地の保全に努めるとともに、公園緑地の計画的な整備を行うことで緑地率の現状維持を目指します。

現状（令和6年）	目指す方向	目標値（令和16年）
52.1%	 現状維持	概ね52%

※現状（令和6年）の数値52.1%は、市域面積5,696haに対する令和5（2023）年度の緑地現況量2,966.4ha（「第2章 緑の現況」の10ページを参照）の割合

目標2：蒲郡市立地適正化計画における居住誘導区域内の都市公園カバー率

蒲郡市立地適正化計画で設定した居住誘導区域内の都市公園の整備状況を示す指標です。居住誘導区域は人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域です。区域内において公園整備など公共投資を計画的に進め公園カバー率※を高めることで、良好な居住環境の確保を目指します。

現状（令和6年）	目指す方向	目標値（令和16年）
50.6%	 増加	55%

※居住誘導区域面積に対する都市公園および1,000㎡以上の児童遊園地などの誘致圏（250m）面積の割合

目標 3：公園の満足度

令和 5（2023）年に実施した市民アンケート調査の「市内の公園の満足度」に関する設問に「満足」および「やや満足」と回答した割合を示す指標です。公園施設の更新、地域のニーズに合わせた特色ある公園づくりを行い、公園の魅力度を高めることで満足度の向上を目指します。

現状（令和 6 年）	目指す方向	目標値（令和 16 年）
30.5% （令和 5 年アンケート調査）	 増加	35%

※市民アンケート調査から 公園の満足度の設問（公園までの距離、公園の大きさ、遊具などの施設、公園内の安全性、清掃や樹木の管理、緑や芝生などの多さ、利用上の規則の 7 項目）で「満足」および「やや満足」と回答した人の割合の平均は、平成 22（2010）年（25.8%）から令和 5（2023）年（30.5%）までの 13 年間で 4.7 ポイント増加しており、年平均では約 0.4 ポイントの増加となります。今後 10 年間で同程度の割合での増加を目指し、目標年次は 34.5%≒35%とします。

目標 4：緑に関する活動への参加意向

令和 5（2023）年に実施した市民アンケート調査の「緑を残したり、増やしたりする活動への参加意向」で「参加したい」および「できれば参加したい」と回答した割合を示す指標です。緑に関する活動の情報発信に努め、市民との協働による緑のまちづくりを目指します。

現状（令和 6 年）	目指す方向	目標値（令和 16 年）
32.8% （令和 5 年アンケート調査）	 増加	50%

※令和 5 年の市民アンケート調査では、「緑を残したり、増やしたりする活動」に「関心がある」および「やや関心がある」と回答した人の割合が 49.7%と約半数なのに対し、「緑を残したり、増やしたりする活動」へ「参加したい」および「できれば参加したい」と回答した人の割合は 32.8%と低く、緑に関する活動への関心の高さに比べ参加意向が低い結果となっています。このため、緑に関する活動に関心がある人すべてが活動に参加したいと考えるよう働きかけ、緑に関する活動に「参加したい」および「できれば参加したい」と回答する人の割合の目標を、緑に関する活動に「関心がある」および「やや関心がある」と回答した人の割合（49.7%）と同じ割合まで増加することを目指し、49.7%≒50%とします。

第7章

計画の推進と進捗管理

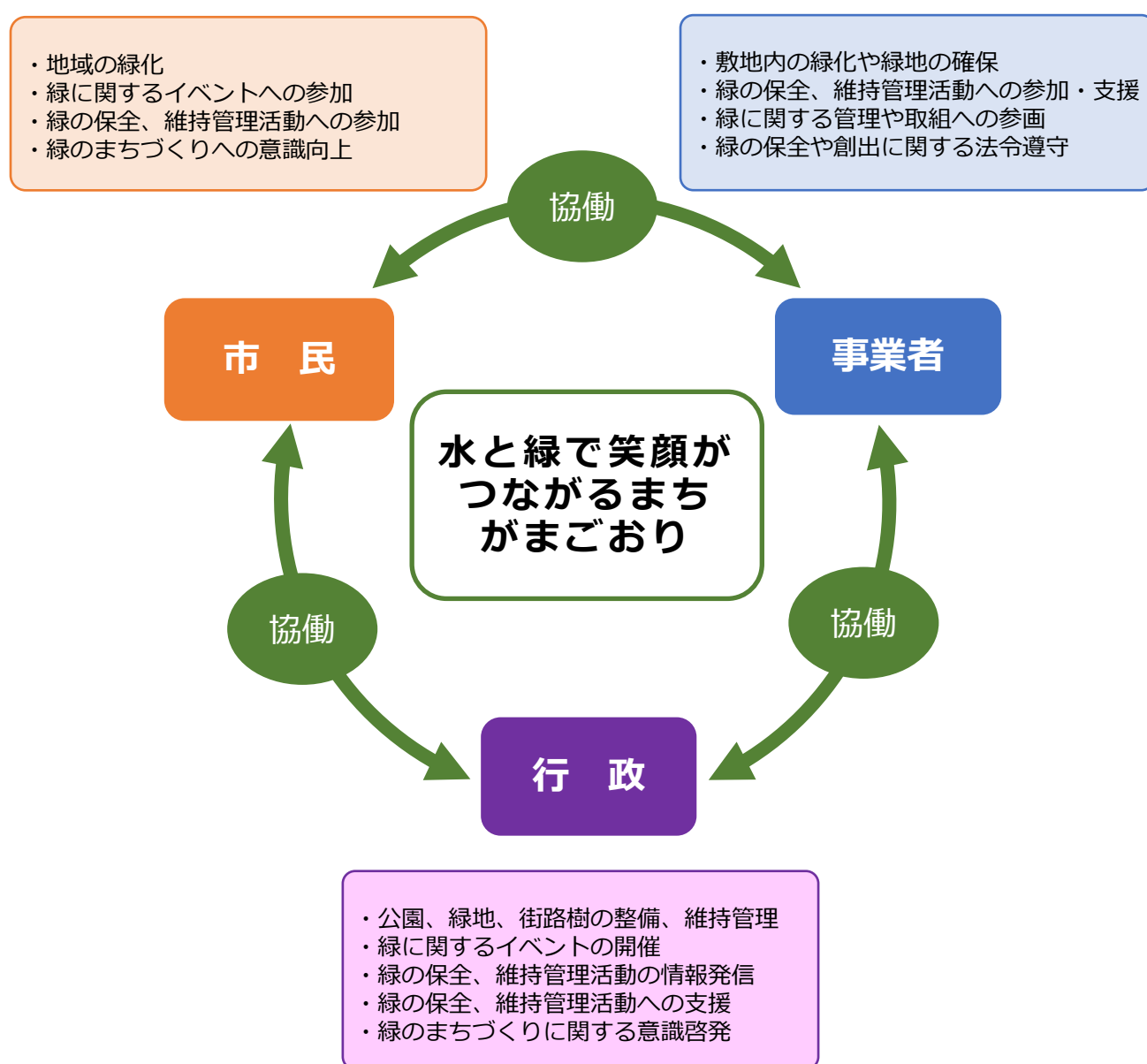
- 1 緑のまちづくりに向けて…………… 8 1
- 2 計画の進捗管理…………… 8 2



1 緑のまちづくりに向けて

人口減少・少子高齢化が進展しているなか、限られた財政状況などを踏まえ、緑のまちづくりを計画的に推進していくためには、行政だけでなく、市民・事業者がそれぞれの役割を認識し、協働しながら取り組んでいくことが必要です。

三者が、それぞれの意見や認識を共有し、互いに支援し合い、各主体の特性を生かした、緑のまちづくりを推進することで、本市の緑の将来像である「水と緑で笑顔がつながるまち がまごおり」を目指します。



2 計画の進捗管理

緑地の保全や緑化などの施策を計画的に推進していくためには、計画を適切に評価し管理する体制を整えていくことが必要です。

計画の進捗管理においては以下の点に留意し、施策の着実な実施に努めます。

(1) PDCA サイクルに基づく進捗管理

計画の進捗管理は、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCA サイクルに基づいて行います。本計画に定めた施策や目標値において、関係各課や関係機関と協議し、事業の取組実績と達成状況を調査確認します。

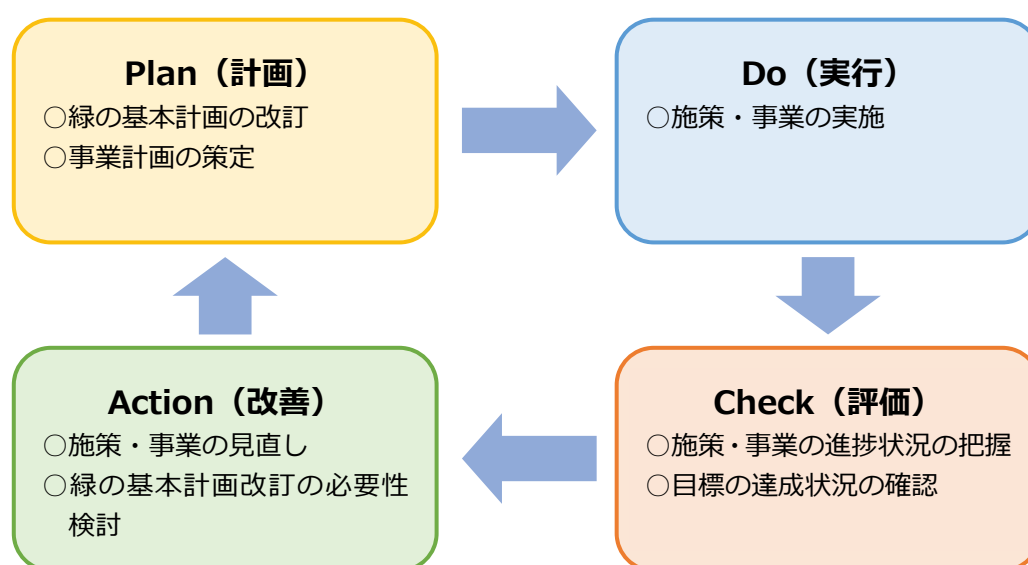


図 PDCA サイクルのイメージ

(2) 必要に応じた計画の見直し

計画期間の中間年を目途として、本計画に基づく施策・事業の進捗状況や目標値の達成状況についての把握・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行います。

資料編

- 1 計画策定の経緯・・・・・・・・・・ 8 5
- 2 蒲郡市緑の基本計画策定委員会名簿・・・ 8 6
- 3 用語解説・・・・・・・・・・ 8 7
- 4 緑地の分類・・・・・・・・・・ 9 6



1 計画策定の経緯

日時	会議等	主な内容
令和 5（2023）年 10 月 30 日 ～11 月 17 日	市民アンケート調査	蒲郡市在住の 18 歳以上の 1,700 名を対象に実施 回収率：41.6%
令和 6（2024）年 3 月 26 日	第 1 回策定委員会	・緑の基本計画の概要 ・蒲郡市の緑の現状について
令和 6（2024）年 7 月 19 日	第 2 回策定委員会	・市民アンケート調査の結果について ・緑の分析・評価について ・緑づくりの課題について
令和 6（2024）年 10 月 10 日	第 3 回策定委員会	・緑の将来像と基本施策について ・緑化重点地区について
令和 6（2024）年 12 月 9 日	第 4 回策定委員会	・緑の基本計画素案について （緑のまちづくりの目標、計画の推進と進捗管理）
令和 7（2025）年 1 月 8 日～2 月 6 日	パブリックコメント の実施	【結果】 2 名、22 件
令和 7（2025）年 2 月 21 日	第 5 回策定委員会	・パブリックコメントの結果報告について
令和 7（2025）年 4 月 1 日	計画の公表	

2 蒲郡市緑の基本計画策定委員会名簿

	氏 名	所 属 等	分 野
委 員	○大貝 彰	豊橋技術科学大学 特別顧問・名誉教授	学識経験者
	高橋 大輔	東三河地域研究センター 常務理事・調査研究室長	学識経験者
	山下 英孝 (R5) 長瀬 克夫 (R6)	蒲郡商工会議所 専務理事・事務局長 蒲郡商工会議所 専務理事	商工業
	荒島 祐子	蒲郡市農業委員会 委員	農業
	市川 幸樹	蒲郡造園業協同組合 理事長	造園
	細井 政雄	蒲郡市総代連合会 副会長・町部総代会長	地元
	早川 康子	地域学校協働活動推進員	児童
	志村 昭彦	がまごおり市民まちづくりセンター	N P O
	西川 和宏	未来塾 会員	市民
	牧原 鉄男	蒲郡山友会 会員	市民
	高柳 幸枝	いきいきサロン王子 代表	市民
	石川 たづ子	蒲郡地域の茶の間の会 会長	環境
オ フ ザ ー バ ー	嶋田 丈裕	蒲郡市都市開発部 部長	行政
	北川 喜己 (R5) 栗田 雅貴 (R6)	愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課 課長	県職員
	稲垣 佳之 (R5) 岩田 勝則 (R6)	愛知県東三河建設事務所都市施設整備課 課長	県職員

※ ○は委員長

3 用語解説

あ 行

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画

海岸漂着物対策推進法に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、愛知県が策定した計画。重点的に対策を講ずることが必要とされる「重点区域」として、本市では西浦地区、形原地区、蒲郡地区の3地区が設定され、地域特性に応じた施策が進められている。

あいち森と緑づくり税

愛知県内の森林、里山、都市の緑を適正に整備、保全するための様々な取組を進めるために、県民や企業が負担する税。

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業

市町村等が行う都市の緑の保全と創出を推進する事業について、「あいち森と緑づくり税」を財源として、交付金を交付して支援するもの。

愛・道路パートナーシップ事業

県、市及び市民や企業の団体の3者が協力して県管理道路の清掃を行う事業。市民や企業の団体は県管理道路の一定区間を継続的に清掃美活動を行い、県と市がこれを支援することにより地域に愛される快適な道路環境づくりを進めていく制度。

インクルーシブデザイン

子どもや高齢者、障害者など、多様な人々のニーズを考慮した設計方法。

ウォーカブルなまちづくり

街路空間を車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が行き交い、憩い、多様な活動を行う場としていくことにより「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指した取組。蒲郡市は、国土交通省が進めるこの取組に賛同し、令和2(2020)年5月「ウォーカブル推進都市」に加入。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させることにより、河川や下水道への雨水流出量を抑制する施設。大雨時に雨水を貯留する調整池や、側溝やますなどの側面や底面に孔をあけ、雨水が地中に浸透するようにした施設等。

園地

自然公園法に基づく施設で、自然公園内に公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景観賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設。

オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建物が建っていない空間の総称。

か 行

街区公園

都市公園の種類の一つで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。

合併処理浄化槽

家庭から出る生活排水（し尿、台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）のすべてを浄化できる浄化槽のこと。

カーボンニュートラル

二酸化炭素（CO₂）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態になること。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

観光農園

農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験またはほ場を鑑賞させ、料金を得る事業。

居住誘導区域

蒲郡市立地適正化計画で定める人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、市街化区域内で居住を誘導する区域。

協働

市民、市民活動団体、事業者が自主的に取組んでいる活動、また行政が主体的に取組んでいる事業において、共有する領域については対等の立場で相互に力を合わせて目的のために協力し合うこと。

近隣公園

都市公園の種類の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。

景観重要建造物・景観重要樹木

地域住民に広く親しまれるとともに、景観上重要な建造物や樹木で、景観法に基づき市が指定するもの。

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施や、準則などの公表をし、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。

公募設置管理制度（Park-PFI）

都市公園において飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置と、園路、広場等の整備、管理を一体的に行う民間事業者を、公募により選定する制度。

交流人口

地域外に居住し、通勤や通学、観光、レジャーなどで一時的に訪れる人のこと。

さ行

SUP（サップ）

Stand Up Paddleboard（スタンドアップパドルボード）の略称で、ボードの上に立ちパドルを使って水上を漕いで進むウォータースポーツ。

里山

都市と自然との中間にあり、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた山、森林のこと。

市街化区域 _____
都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。

市街化調整区域 _____
都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

市街地中心部 _____
蒲郡駅北口、市役所、蒲郡高校などを含む、蒲都市の中心エリア。

児童遊園地 _____
児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。

市民農園 _____
都市の住民がレクリエーション、体験学習などの多様な目的で農地を利用して野菜や花を栽培する農園。

人工林 _____
人の手による植栽または播種で更新した森林。

親水空間 _____
海岸や河川、湖などで水とふれあい親しめる空間。

生態系 _____
一定地域内のすべての生物と、水、大気、光などの自然環境が、エネルギーの流れ、食物連鎖などにより相互に関係する、生物社会のまとまりのこと。

生物多様性 _____
あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。

体験農園

農園主（開設者である農業者）が主体となり、入園者（利用者）が農園主の指示にしたがって決められた作物の農作業を体験できる農園。

地域森林計画対象民有林

森林法に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林。

地産地消

地域で生産された農産物を、その生産された地域内で消費すること。

眺望点

不特定多数の人に公開された、遠景や中景などの景観を一望できる見晴らしの良い場所。

都市計画区域

都市計画法に基づく区域で、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。都市計画区域では、必要に応じて市街化区域、市街化調整区域に区分され、土地利用や都市施設などの都市計画が決定される。

都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が設置する公園または緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。都市公園の定義や、管理に係る事項等について定められている。

都市緑地法

都市における緑の保全及び緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な 行

ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性の損失に歯止めをかけ、自然を回復傾向へ向かわせること。2023 年に策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。

農用地区域

市町村がおおむね 10 年後を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域。

農業農村多面的機能支払事業

地域ぐるみで行う農地周辺の草刈りや水路の泥上げ、環境保全等の共同活動に必要な資金を助成する制度。

は 行

ヒートアイランド現象

建物の空調設備や自動車走行などの人工排熱の増加や、緑地・水面の減少、コンクリート建造物やアスファルト舗装などの地表面被覆の人工化により、郊外に比べて都市部の気温が島状に高くなる現象。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、指定される森林。

歩行者利便増進制度（ほこみち）

歩行者が安心・快適に通行・滞留できるよう、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度。ほこみちに指定された道路では、歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることができ、オープンカフェやイベントなど多様な道路空間の活用が可能となる。

ほ場整備

農地の集約・整形・整地や、かんがい排水・農道・暗渠排水などの整備を一体的に行う、農地の区画整理の代表的な手法のこと。

保水性舗装

舗装の空隙に保水性のある材料を充填することで、舗装に水を保持させ、蒸発する際の水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する機能を有する舗装。

ま 行

無償借地公園制度

公園管理者である自治体が土地所有者から期間を定めて無償で土地を借り受けて、都市公園を整備する制度。土地所有者に対しては、税制面での優遇措置が図られ、自治体にとっては、整備費用が抑えられ、短期間で整備ができるなどのメリットがある。

や 行

遊休農地

1年以上耕作されておらず今後も耕作される見込みがない農地や、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地。

ら 行

ランドマーク

山や建造物など、地域の景観において目印や象徴となる事物。

緑化地域

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内の緑化を推進する必要がある区域。敷地内の施設緑化の面積割合の最低限度を定めることができる。

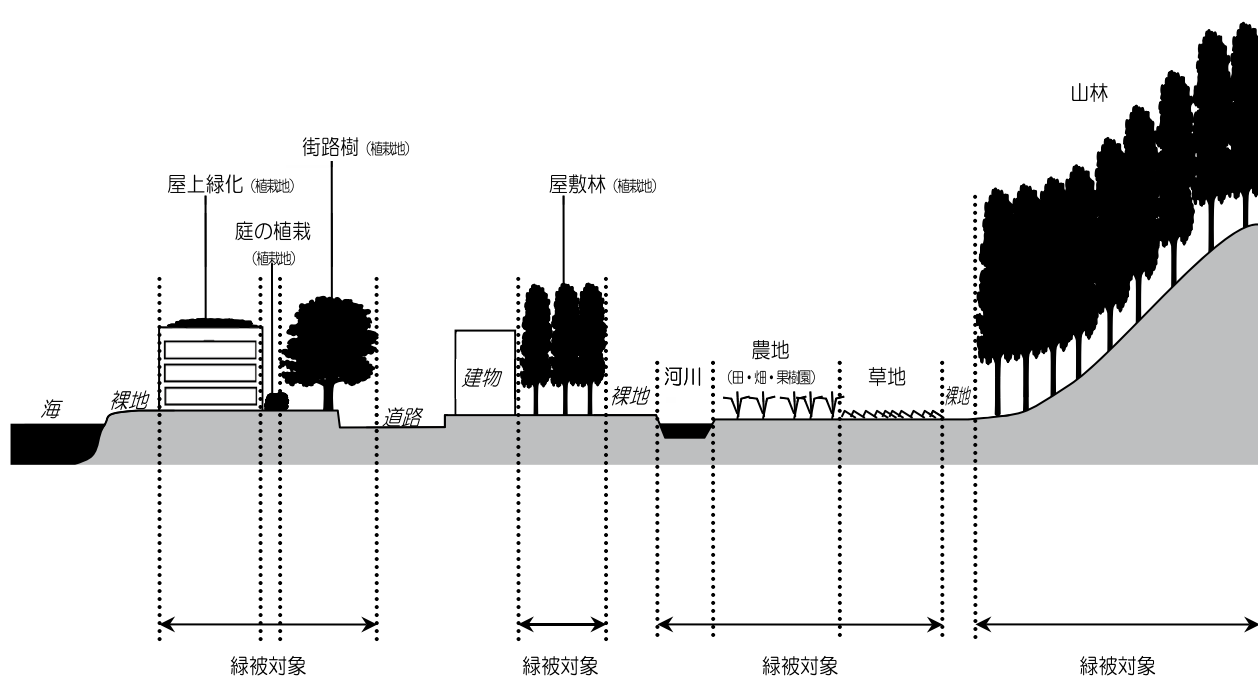
緑被面積

緑の総量を把握するための数値の一つで、上空から見た水や緑に覆われている土地の面積のこと。(次ページ参照)

緑被率

全体面積に対して、緑被面積が占める割合のこと。(次ページ参照)

■緑被計測の対象について



☆緑被計測作業のイメージ

緑被抽出前



緑被抽出後



☆本計画における緑被計測の方法

航空写真を判読して緑被部分を抽出し、緑被面積を自動計測する。

■緑被率と緑地率の違い

①緑被率

- ・全体面積に対して緑被面積が占める割合。
- ・本市では水面を含めて緑被率を算定。

②緑地率

- ・全体面積に対して緑地面積が占める割合。

☆緑地面積とは？

施設緑地^(※1)と地域制緑地^(※2)の合計面積。

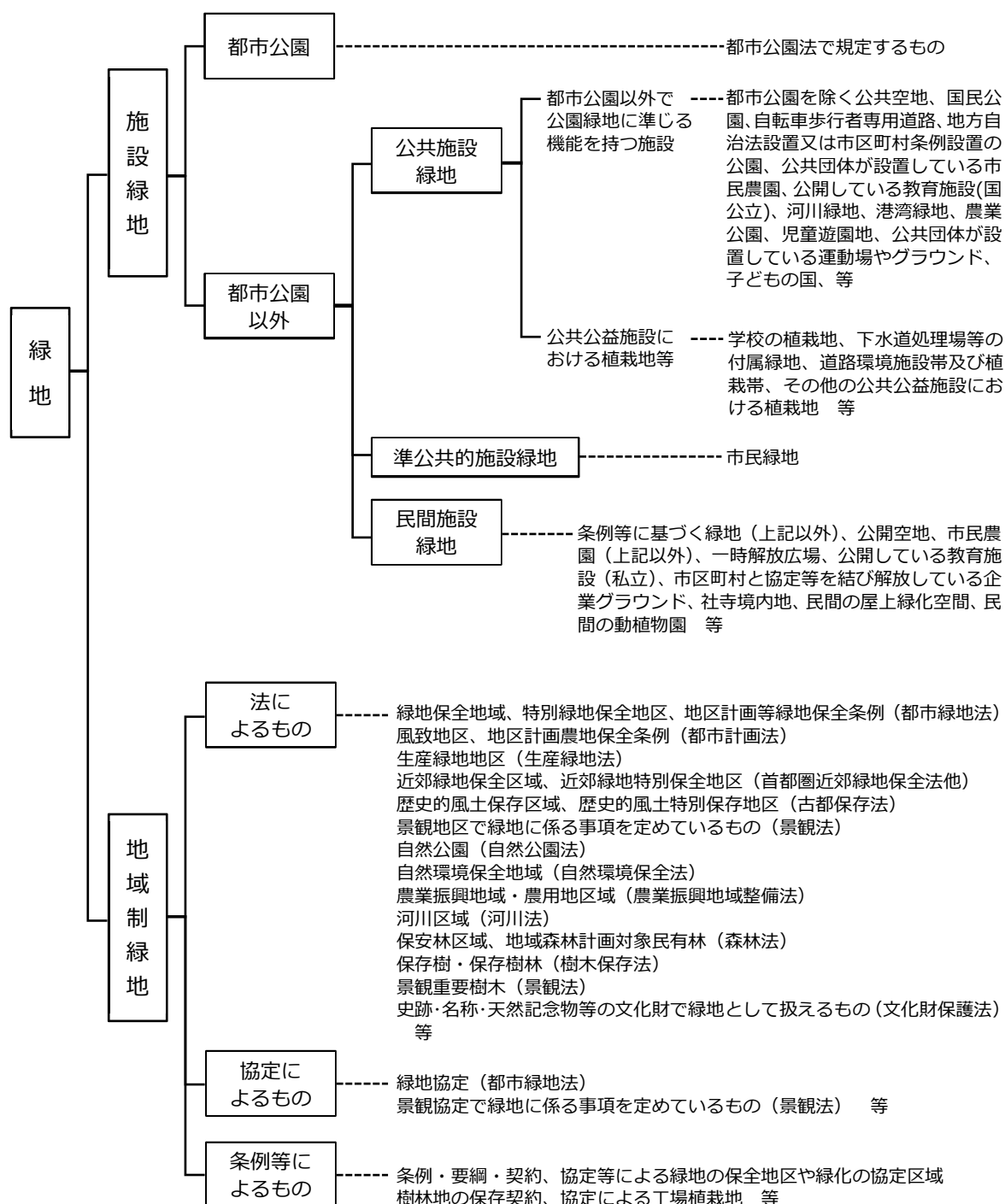
緑地面積は、緑化されているかどうかに関わらず、敷地面積もしくは指定面積を合計する。例えば、公園の駐車場や土のグラウンドは「緑地面積」に含まれるが、緑で覆われていないため、「緑被面積」にはカウントされない。

※1 施設緑地：都市公園や、都市公園以外の公園緑地に準ずる機能を持つ公有地、民有地の緑地。

※2 地域制緑地：良好な自然環境などの保全を図るために、土地利用や開発を規制する目的で、一定の土地の区域を法律や条例などにに基づき指定する緑地。

4 緑地の分類

緑地の現況では、以下の分類に示す緑地を対象としています。緑地は、公共施設等として管理される施設緑地と、土地利用コントロールで確保される地域制緑地に大別されます。



出典：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」(日本公園緑地協会)

蒲郡市緑の基本計画

令和 7 年 3 月

発行 蒲郡市

編集 蒲郡市都市開発部都市計画課

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号

TEL 0533-66-1141（直通）



蒲郡市緑の基本計画